



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法における社会権の発展（3・完）
Author(s)	中村, 睦男; NAKAMURA, Mutsuo
Citation	北大法学論集, 15(2), 121-194
Issue Date	1964-11-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16043
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_p121-194.pdf



フランス憲法における社会権の発展 (三) (完)

中村 陸 男

目次

序

第一章 労働の自由の宣言

第一節 大革命前夜における労働の問題

第二節 憲法制定議会による労働の自由の宣言

第三節 革命期の諸憲法を通してのブルジョア精神の存続 (一七九一〜一八一五)

七九一〜一八一五)

第四節 復古王政および七月王政と社会的・経済的変遷 (一八一五〜一八四八)

一五〜一八四八)

第五節 一九世紀前半における思想家と労働の問題 (以上本誌

第一四卷第二号)

第二章 社会権の台頭

第一節 一八四八年の臨時政府と労働の問題

第二節 一八四八年憲法の作成と「労働権」

第三節 一八四八年憲法および労働立法の停滞 (一八四八〜一八六〇)

八六〇)

第四節 労働者の集団的権利の誕生 (一八六〇〜一八八四)

第五節 第三共和政の下における社会権の発展 (以上本誌第十

五卷第一号)

第三章 社会権の宣言

第一節 抵抗運動における社会的・経済的プラン (以下本号)

第二節 一九四六年四月憲法草案の作成と「社会的・経済的権

利」

第三節 一九四六年一〇月憲法の作成と「現代に必要な社

会的・経済的諸原則」

結び

第三章 社会権の宣言

第一節 抵抗運動における社会的・経済的プラン

一、国民抵抗評議会の綱領

一九四三年五月一九日、八つの抵抗運動組織、五つの政党（共產党、社会党、急進社会党、共和主義連合、民主主義同盟）、二つの組合（C・G・T、C・F・T・C）の代表者によつて、国民抵抗評議会（Conseil National de la Resistance）（C・N・R）が創設された。

このC・N・Rの綱領は、C・N・Rに団結しているすべての者が、解放後、次のことを行なうために引き続き団結することを決意する、という語句で始まり、以下のような改革のプログラムを掲げている。⁽¹⁾

(a) 経済問題

「フランス経済の支配から財界の強大な封建諸勢力を放逐」することを含む、真実の経済的、社会的民主主義を打ち建てること。

個人的利益を公共の利益に従属させること。

生産に関係しているものすべてと協議した後、国家によって決定せられる計画に従つて生産を強化すること。

「大衆労働の所産たる大独占生産手段のすべて、動力源、鉱業資源、保険会社、大銀行」の国有化。

生産者と消費者の協同組合の発展。企業内において、充分に資格のある労働者が、経営的または指導的地位に任命される権利。労働者が企業の経済的管理において責任を分かち持つこと。

(b) 社会問題。労働し、休息する権利。それは特に労働協約の再建と改善を通じて保証されるべきこと。

賃金の適正な引上げと、すべての労働者と彼の家庭に「安全、尊厳、及び完全に人間的な生存の可能性」をもたらすと思われる賃金水準の保証。

通貨の安定に導く政策を通じて、国家的規模において購買力を保護すること。

独立した労働組合の再建。

社会保障の完全な計画。

雇用と解雇を統制する立法と作業場代表を再建することによる雇用の保証。

充分な養老年金。

この綱領は抵抗運動家のきわめて多数の念願を具体化したのみならず、第四共和国のイデオロギー的な礎石を構成し、第四共和

国の以後の歴史は大雑把に云って、C・N・R綱領が適用されるのを望む者と、それを無視しようとする決心していた者との間の争いとなるのである。⁽²⁾しかしながら、少くとも解放後二、三年の間には、いくらかの社会的または構造的な改革がC・N・R綱領のお蔭で行なわれたということ、また一九四六年の二つの憲法起草した人々は常にこの憲章を心に留めていなければならなかったことは注意しなければならない。

- (1) アレクサンダー・ワース、野口名隆・高坂正彗訳「フランス現代史I」(現代史双書)、一九五八年、二二九頁 (Alexander Werth, France 1940~1958, 1958)。
- (2) ワース、野口・高坂訳、前掲書、二二八頁。

二、ド・ゴール將軍のプラン

自由フランスの首長であるド・ゴール將軍は、早くから新しいフランスの社会的・経済的プランを明らかにしていた。いかなる独占、いかなる利益の連合も國家や國民の生活を圧迫できないような経済的、社会的体制樹立のために、共同の富の重要な源泉を國民によってコントロールし、各フランス人に自己および家族にふさわしい生活を保証し、自由な労働者のグループが企業管理に参加することである。

パリ解放と臨時政府の設置後、更に、ド・ゴール將軍は一連の演説によりその態度を確認した。

一九四四年九月一二日に、シャイヨー宮で行なつた演説では、次のように云つている。⁽¹⁾

「フランスがこんごの國民活動の基盤に据えようと思つている原則を要約するために、われわれは次のように申しあげましょう。すなわち、万人に最大限の自由を保証しつつも、またあらゆる面で進取の氣衆を奨励しつつも、個別の利益をして、つねに全体の利益に先きを譲らしめるように、共同の富の主要な源泉が數人の利得のためではなく万人の利益のために開発、運用されるように、人びとの生活条件および國家の政治そのものにかくも重い負担を課しきつた利益団体の連合が今度をかぎり廃止されるように、そして最後にフランスのひとりひとり息子、ひとりひとりの娘が安全で品位ある環境のなかで生活し、働き、子供を育てることができるようにしていこう、とフランスは望んでいるのであります。」

同年九月三〇日に、フランドル地方の視察に出発したド・ゴール將軍は、生まれ故郷のルールで、労働者大衆の生活を見まわり「微笑しても蒼白さや頬のこそげが消えることのない顔を、あま

りにもおおく見出し、「社会変革の絶対的が必要が人びとの顔のうえに刻みこまれているのを、この眼で判読したのである。」⁽²⁾そして、苦悩し、苦渋を味わっている労働者大衆を大混乱に陥ち入らせないために、労働条件に大きな変革を与え、金銭の特権に対して相当の削減を加える仕事に迅速にとりかかることを考えたのである。翌一〇月一日には、リールの県庁前に参集した群衆に演説して、国の経済的再建の基盤として、大規模な共有財産の管理を国家の手に掌握することを約束した。

このようにして、まず、同年二月二三日のオールドナンスで、ノール県およびパードルカレ県国有炭鉱が創設された。更に、一九四五年二月二日のオールドナンスで、労働者を企業の管理に加させるための企業委員会が誕生した。

一九四五年三月二日の諮問議会の演説では、次のように述べている。⁽³⁾

「企業のために惜しみなく労苦を注いでいる人たちがすべてを、彼らの労力によってばかりでなく、彼らの精神と彼らの心によっても、企業の管理・組織・改善のありかたに参加させることは、公正であり、社会の健康によいのであります。」

「いかにも、わが国民のような民衆にあってはつねに個人の価

値・自由・競争が国民活動の基礎にあって、これらがこんごもさらに伸長しつつゆたかになるのは当然なことで、われわれはその方向に進むようにしていくつもりであります。また、いまは戦時中のこととて国家はやむをえずいくたの拘束を強制しておりますが、適当な時機がくれば徐々にかような拘束を撤回する意向であります。要するに、われわれはフランス経済のあすの姿として、できるだけ広範囲にわたる《自由領域》⁽⁴⁾をもたぬ経済を想像してはおりません。しかし、そうであつても、国家は支配のための槓桿を握つていなくてはならぬ、とわれわれは言明いたしておきます。さようです。石炭・電気・石油という重要動力源、鉄道・海運・航空という主要輸送機関、それに主要送電機関の開発・管理を受けもつのは、こんごは国家自身の役割なのであります。主要金属生産を必要不可欠の水準に高めるのは国家自身の役割であります。かような発展のためには広範囲にわたる投資がぜひとも必要なのであります。国民の貯蓄をこれらの投資のほうへ向けるために、また特殊利益団体が全体の利益にさからいえないようにするために、銀行を管理下に置くのは国家の役割であります。」

更に、同年五月二四日にラジオをつうじて行なつた演説で、このプログラムの執行を明確にしている。⁽⁵⁾

「いまや戦争に勝ち、構想と組織の面での主要な努力を他の対象に向けることができるようになったからには、一九四五年という年は三つの系列の新しい重要な改革が実現されずには過ぎ去らないであろうと、私は発表できます。問題は、わが国の行政部が現在以上に現代の問題に対処できるように、公権力の機能を改革することであり、国民生活の二つの重要な槓桿を—強奪するということではありませんが、—ただ国民だけが使えるように国家の手に有機的に配置する処置をくだすことでもあります。その二つの重要な槓桿とは、国と植民地の経済的発展の大部分が依存している石炭・電気の生産、またそれによって国民の活動全体を方向づけることが可能となるごとき予算の配分であります。」

(1) ドゴール、村上光彦訳「ドゴール大戦回顧録Ⅰ」一九六〇年一四〇頁 (Charles de Gaul, *Mémoires de Guerre I, Le Salut, 1944-1946, 1959.*)

(2) 「ドゴール大戦回顧録Ⅰ」二二、二二頁。

(3) この正文の訳は、「ドゴール大戦回顧録Ⅰ」二三七〜二三九頁。

(4) この正文の訳は、「ドゴール大戦回顧録Ⅰ」二六五〜二六七頁。

(5) 「ドゴール大戦回顧録Ⅰ」二八一頁。

(6) ドゴール、村上光彦、山崎庸一郎訳「ドゴール大戦回顧録Ⅱ

」一九六一年、二五六頁 (*Général de Gaul, Mémoires de Guerre, II, Le Salut, 1944-1946, 1959.*)

第二節 一九四六年四月憲法草案の作成と「社会的・経済的権利」

一、第一次憲法制定議会の成立と三党の鼎立

一九四四年六月三日、「フランス国民解放委員会」は、「フランス共和国臨時政府」(*Gouvernement provisoire de la République Française*)と名称を改めた。八月二十六日、ド・ゴール將軍は臨時政府をパリに移した。臨時政府の第一の仕事は憲法の作成であった。臨時政府は憲法作成の方法として、①一八七五年憲法への復帰、②国家統治の全権を持った憲法制定議会の選挙、③制限された権限を持った憲法制定議会の選挙の三つを考え、それを国民投票で決めることにした。

一九四五年一〇月二日、国民議会の選挙と同時に次のような二つの間を発した。

第一問 あなたは、今日選挙される議会が憲法制定議会であることを望みますか。

第二問 もし選挙人団体が第一問に「賛成」と答えた場合、公権力が—新憲法施行まで—本投票用紙裏面に記載の法律

案（公権力の臨時組織についての法律）の規定によって組織されることに賛成ですか。

第一問については、賛成一、八五八万、反対七〇万の圧倒的多数で、第三共和国憲法への復帰を否決した。第二問については、賛成一、二七九万、反対六四五万で、憲法制定議会の権限を制限する法律案が承認された。この法律案が一九四五年一月二日の憲法的法律 (*loi constitutionnelle*) となり、新憲法が施行されるまでのフランスの暫定的な体制を定めることになった。

一〇月二二日の憲法制定議会の選挙では、解放に最も多く貢献した左翼諸派が国民の圧倒的支持を受けた。共産党が議席数一五一で第一党に進出し、第二党には人民共和派 (*M. R. P.*) の一五〇が位置し、社会党 (*S. F. I. O.*) が議席数一三九で第三党になった。この三大政党が全体の四分の三を占め、新しい憲法の制定のためにはこの三大政党の少くとも三分の二の連合が必要になったのである。

以下、これらの三大政党について、簡単に説明を加えておこう。

A 人民共和派

人民共和派は、ドイツ占領中の一九四四年七月二三日、まず

「解放共和主義運動」 (*Mouvement républicain de Libération*) の名称で生まれ、同年一月二六日に政党として結成された。この創設者は、モーリス・シューマン (*Maurice Schumann*)、ユ・ブントン (*de Menthon*)、ジェルジュ・ブドー (*Georges Bidault*) 等である。

この人民共和派の基になったのは、人民民主党 (*Parti démocratique populaire*) と青年共和国 (*Jeune République*) である。人民民主党は一九二四年に設立され、ラムネー等による社会的カトリック運動の精神を教義の基礎にしていた。このキリスト教社会主義は、マルクス主義に対抗するもので、一八九一年の回勅「レールム・ノヴァールム」、一九三一年の回勅「カドラゲシモ・アンノ」 (*Quadragesimo anno*) がその憲章とされている。彼等によると、所有権は維持されるが、もはや絶対でなく重大な制限に服し、又資本家と労働者との間に財産を正当に分配すべきことを原理としている。経済的自由主義を断罪するが、個人の自由を否定する国家主義にも同様に反対した。

青年共和国は、一八九九年に創られたシノニスト運動を起源とし、道徳的、宗教的力を尊重するすべての民主的、平和的共和主義者を結集しようとしたが経済的問題については、人民民主党と

殆んど同じであった。

抵抗運動の影響によってその教義が大きく修正され、一九四四年一月二六日の大会では、次のような三つの原則を宣言している。

- (a) それなしには独立した民主的政府が存在しない、トラストの廃止。
- (b) 人格の尊重を確保するための資本主義の打破。
- (c) 大衆が国家的利益のために働くという印象を持つような基幹産業の国有化。

又労働者の解放のための組合主義の重要性を強調し、構造改革 (*téleomes de structure*) が、正当な所有、自由な主導権および責任の觀念を尊重すべきことを主張している。

一九五〇年に採択された、人民共和派規約⁽³⁾の二条は、その目的を次のように定めている。

「人民共和派は、革新された共和主義的制度の枠の中で、レジスタンスを鼓舞した諸原則に従った民主的な政治活動、および政治的、社会的教育の仕事を遂行することを目的とする。

その目的は、人の権利の尊重と市民の自由を保障し、資本に対する労働の優位および財産と生まれに対する能力の優位を保証す

る、政治的・経済的・社会的デモクラシーの樹立である。」

B 社会党⁽³⁾

社会党の起源は、一九〇五年四月二三日に、諸派の社会主義者が統一した時である。ジャン・ジョレス (Jean Jaurès)、ジュール・ゲード、エドゥアール・ヴェイヤン (Edouard Vaillant) の三名が首脳で、それぞれ異なった傾向を代表していた。ヴェイヤンはブランキ主義、ゲードはマルクス主義で、ジョレスは伝統的なフランス社会主義とマルクス主義を総合しようとしていた。一九二〇年には、多数派が第三インターナショナルに加盟し、国際共産主義フランス支部 (S・F・I・C) を結成した。レオン・ブルムとポール・フォール (Paul Faure) によって導かれた少数派は、ボルシェヴィキに反対し、組合運動の独立の信奉者であった。しかしながら、一九二八年以来、社会党は強力な政党になり、一九三六年には一四六の議席を占め、レオン・ブルムが人民戦線内閣を組織した。ヴィシー政府に対しては、レオン・ブルム等社会党内の少数派が反対し、抵抗運動にも参加した本土解放後、一九四五年八月二日―十五日の大会では、共産党との統一が問題になったが否決された。

一九〇五年に作成された社会党規約⁽⁴⁾一条では、社会党の基礎と

料なる原則として、「労働者の国内的、国際的協調と活動、権力の

獲得および生産と交換の手段の社会化、即ち、資本主義社会を集産主義又は共産主義社会へ変革することを目的とする階級政党におけるプロレタリアートと労働界の政治的、経済的組織」を掲げている。

経済問題については、一九四五年八月の大会で、新しい組織が「今日生産者を犠牲にして寡占のために管理されている事実上の独占が、明日は国家の官僚主義によるのでなく、労働と頭脳の全活動力と国の一般利益の代表者を結合することによって社会化され国民と生産者のために管理される、十分に自主的な経済部門を含むのである」として、構造改革が主張されている。労働者に企業委員会の内部で法的可能性を与え、生産と在庫、価格と利潤のコントロールを可能にするよう企業委員会の権限を拡大する必要があるのである。

C 共産党⁽⁵⁾

一九二〇年の第三インターナショナル加入により、社会党から分裂した共産党は革命政党であった。一九三四年の人民戦線からは改良主義的政策も採用するようになった。一九三九年からは孤立政策をとり、以後抵抗運動に入った。本土解放後、組織が再建

され、更にモーリス・トレーズ (Maurice Thorez) がモスクワから帰国するなどによって強力になり、共産党は政府与党になった。

一九四五年に採択されたフランス共産党規約⁽⁶⁾の一条では、その基本原則を、「フランス共産党は、プロレタリアートの革命運動およびフランス人民の進歩的運動の指導者であり、組織者である。フランス共産党は、共産主義の原則と目的の闘士である。」としている。

経済問題については、基幹産業の国有化をおし進め、国が経済活動を導くことを要求した。又議会、国有会社、私的産業、経済関係官庁の代表者を集め、中央の大きな組合を直接参加させる、国民経済評議会 (Conseil national économique) の設置を要求した。

- (1) Paul Marabuto, *Les Paris politiques et les Mouvements sociaux sous la IV^e République*, 1948, p.p. 62-85.
- (2) 人民共和派規約の正文は、Maurice Duverger, *Constitutionset documents politiques*, 1957, p.p. 189-198.
- (3) Marabuto, *op. cit.*, p.p. 111-136
- (4) 社会党規約の正文は、Duverger, *op. cit.*, p.p. 179-189.
- (5) Marabuto, *op. cit.*, p.p. 136-171.

(6) フランス共産党規約の正文は、¹⁾ Duverger, op. cit., p.p. 174-179.

二、憲法委員会 (Commission de la Constitution) の設置

一月二十九日より憲法委員会が憲法の作成にあたった。憲法委員会は各党派から比例配分によつて選出された四七名のメンバーで構成された。この委員会の委員長には社会党のアンドレ・フィリップ (André Philip) が、一般報告官 (rapporteur général) にはフランソワ・ド・メントン (François de Menthon) が選ばれ、二人とも政治経済学の教授である。委員会には、他方、公法の専門家が二人おり、一人は弁護士で教授資格を持つピエール・コット (Pierre Cot)、もう一人は当時ストラスブール大学教授であつたルネ・カピタン (René Capitant) で、この二人は好対照をなしていた。またアルジェ大学の私法の教授であるポール・コストロフ (Paul Coste-Floret) も非常に活発な役割を演ずるのである。

委員会の仕事はかなり明確に三つの段階に分けられる。¹⁾ 第一の段階は、一月から翌年一月終りまでで、この時期は委員長フィリップの影響の下に一般的に憲法上の大問題が論じられた。中道派、即ち人民共和派と社会党によつて多数派が形成されることが

多かつた。第二段階は一月終りから三月終りまでである。フィリップが大蔵大臣に任命され、委員長にはギイ・モレ (Guy Mollet) が代つた。ド・ゴール將軍と立憲議会との対立の影響を受けて、社会党—共産党の線が強まり、多数派たる社会党—共産党と少数派たる人民共和派が対立するようになった。立憲議会議長ヴァンサン・オリオールが両院制、大統領の権限と選任等の根本的問題について調停を試みたが、事態は進展しなかつた。第三の段階は三月の終りから憲法が議会で投票される四月一九日までで、人民共和派はそれまで引き受けていた報告官のポストを放棄し、一般報告官は共産党に非常に近いピエール・コットが引き継いで、議会で憲法草案の弁護にあつた。ここに至つて人民共和派と妥協の可能性は遠のき、社会党—共産党が草案に責任を負うことになつた。

(1) 以下、Marcel Prétot, *Précis de Droit constitutionnel*, 3^eédit., 1955. p.p. 251, 252

三、諸草案の提出

(1) 共産党草案¹⁾

まず、共産党による草案が一月三日の議会に提出され、憲法委員会に付託された。この憲法草案の理由書 (exposé des mo-

料 三〇)において、新しい憲法についての次のような説明がされている。

資 この理由書は、「フランス人民は、一〇月二日、真に民主的

な新憲法を作成する意思を表明した。」という言葉で始まっている。憲法は一定の時代の経済的、政治的、社会的状況を反映する法的構成物である。一八七五年から現在までの間にフランスの経済的、社会的構造は根本的に修正された。強大な工業化と金融資本の発達により、トラストおよび独占が生まれ、国民の生活すべてを支配している。一八七五年憲法によって認められた非常に不完全な民主主義は、このトラストの人間達によってしだいに侵されてきた。今ここに、古い不完全な憲法への復帰でなく、現代の必要性に適合した新しい憲法を迅速に作成することが重要である。

トラストの支配から解放されたデモクラシーの改革により、すべての人間と市民の権利の行使が要求される。憲法は、個人的自由、結社の自由、出版の自由等、とりわけ教会と国家との分離および公教育の非宗教性による良心の自由を保障する。

民主的原理の適用の結果として、政治的権利が次のような基本的な社会的権利によって完成されることが要求される。即ち、勞

働権、雇傭の保障権および休息権。すべての危険を補う社会保険の権利および国家の負担による老令年金。あらゆる段階における無償の教育、無償の裁判の権利、母子の保護。

更に、民主主義が男女間の完全な平等を制度化し、人種および宗教的信条による圧制を廢止すべきことを明らかにしている。

このような人権が新しい歴史的状况において、新たな民衆意思に合致した法的構成物の大綱の重要な一部分として強調されているのである。

共産党草案は全五〇条から成っている。

第一条で、「フランス共和国は主権が国民(Nation)に、そして国民のみに属する民主主義国である。」として、共和国の大原則を掲げている。

第四条では人権が次のように規定されている。

「法律は以下を保障する。

——教会と国家の分離および公教育の非宗教性によって確保される、良心の自由および宗教の自由。

——個人的自由。

——住居の不可侵。

——信書の秘密。

——表現の自由。

——集会の自由。

——結社の自由および組合権。

法律は以下も同様に保障する。

——労働権および職の安全 (sécurité de l'emploi)。

——休息権 (droit au repos)。

——すべての労働不能の危険に対する、国の負担による保険

(事故、疾病、妊娠、老令)。

——あらゆる段階における無償の教育。

——無償の裁判。

法律は母子の保護を確保する。

すべての市民 (Tous les citoyens et tous les citoyennes) は

法の下に平等であり、公的・政治的・法的および文化的生活のすべての領域において、性別、人種、又は宗教によって区別されない。この平等に反する以前の規定は、すべてないものとする。この平等に対するすべての侵害、又はすべての侵害の試みは、法律によって厳格に処罰される。」

「国民経済」(L'économie nationale)と題する一章をもうけて、経済的権利について次のような規定をおいて、この問題の解決を

はかっていることは注目すべきことである。

「一身の労働 (travail personnel) の成果たる所有は不可侵である。」(四二条)

「フランスの国民的安全および独立は、独占の性格を呈するすべての企業の剥奪 (éviction) と禁止 (interdiction) を要求する。

その結果として、工業、農業、商業、銀行、保険および輸送に存するこのような性質を持つ企業は、国民 (Nation) のために、補償なしに収用される。

これらの企業は、譲渡、賃貸のできない公企業に変革され、そして、国の計算で、国、および各企業において選挙によって幹部 (maîtrise) および労働者 (main-d'oeuvre) が代表される三者構成の委員会によって直接管理される。

一の特別法が、このような生産委員会の構成と権能を規定する。」(四三条)

「反國民的行動として、いかなる責任をも指摘され得ない被収用企業の旧株主は、補償される。彼等の株式と引き換えに、かつ株式の正当な価格に達するまで、旧株主は、記名債券、即ち『フランス国民経済部門償却用債券』(rente fautive pour l'amortissement du secteur économique national) という名称の国債証書を

料 受け取る。」(四四條)

「国の計算で、被収用企業の商業的管理を引き受ける国民經濟部門管理委員会が設置される。

この管理の残高は、國民經濟部門の計算で、予算の歳入に記載される。

この部門の最初の資産は、被収用企業の所有物およびその管理者の没収財産によって構成される。」(四五條)

「經濟的狀態 (conjuncture économique) および國民經濟部門計画は、その設置が一の特別法の対象となる調査会 (institut) によって検討される。」(四六條)

(d) ジョセフ・デラシユナル (Joseph Delachanal) 草案⁽²⁾

一九四五年一月二九日の會議では、ジョセフ・デラシユナル議員個人による草案が提出された。その「理由書」は、「新しい憲法は、明確な共和主義的、民主主義的体制の生命力を確保し、このために經驗を考慮して第三共和政が提示した重大な誤ちを避けなければならない。」という言葉で始まっている。

この憲法草案は、第一部「フランス國の管理に参加する諸機關の設置」、第二部「國を指揮する諸機關の機能」、第三部「憲法改正」の全三部、四九ヶ條からなっている。人權については冒頭の第一条に次のように宣言されている。

「憲法は、侵すべからざるものとして、以下を宣言する。

(1) 自由の原則、とりわけ良心の自由、結社の自由、教育の自由、出版の自由。

(2) 我々の社會組織の基礎になるべき家族の尊重。

(3) 労働者が自らの生活をし、家族を養い、幸福な生活を保証するために相當な慰安を得るに十分な報酬を受け取る權利。

(4) 年令、健康狀態、又は不具によって、自己の生計をたてるに十分な労働に身を捧げることのできないすべての者に、援助を与える必要性。

(5) もし自己の職務を不正直に行使するならば、他のフランス市民と同様に訴追され、処罰されねばならないすべての公的人間 (hommes publics) に対する実効性ある責任。

(f) 社会党草案⁽³⁾

社会党草案は一九四五年一月二九日の會議に提出された。この「理由書」は次のようになっている。

一七八九年の革命以來、フランスは一四の成文憲法が与えられた。これらの憲法のうちで、一八七五年の憲法のみが四分の三世紀近く保持された。

その長さから、それがフランス人の感情と意思を表現している

と結論づけることはできない。王党派と共和派との間の妥協の結果として、この憲法はその使命および本質において保守的であった。実際この憲法は形式的な民主制を打ち建てようとしただけであつた。第三共和政は民衆の精神の中にしか存在しなかつた。第三共和政は、それを規制する憲法の正文の短さと不明確さを理由としてのみ、かなり長い間憲法正文と適合できたときさえ云うことができよう。

一八七五年憲法は個人の基本権に関して沈黙していた。しかしながら、その起草者の意図を考慮することなしに、大多数のフランス人は人権宣言がずっと効力を維持していた、と考えたのである。実際、これらの権利はすべての成文法に優位している。しかしながら経済的發展により、宣言することが不可欠な新しい権利の觀念が惹起された。

一八七五年憲法は政治制度を樹立しただけであつた。それは経済的自由主義に基づいたブルジョワ社会に対してのみ考察されたものであつた。この憲法は、事実上の独占の創造と發展の結果生ずる不正・危機・無秩序および圧迫に全く無関心であつた。

経済プランに基づいたデモクラシーに無知であつたのみならず、フランスの行政の組織および地方公共団体の運営に関するデ

モクラシーにも無知であつた。

フランスは、フランス人民自身が個人および労働者の基本権を保障し、国の政治生活および経済的管理への効果的参加を可能にする实在のデモクラシーを創り出す時始めて、本当に解放されるであろう。」

このように新しい経済的發展に基づく問題の解決が共和国の新憲法を作成する社会党憲法案の主要な目的の一つになつてゐるのである。更に形而上学的解釈がどのようなものであれ、実定法に優越し、個人および集団の本質的自由を保障する一定の基本的法規範を認めることが必要であるとしてゐる。

ついで、この憲法案の人権宣言の起草にあたって、(a) 政治的権利の確認、(b) 現代にあつて政治的自由を補完する経済的、社会的自由を認める必要性、(c) 国民主権の確認の三つの原則が指示されてゐる。

この(b) 経済的、社会的自由の必要性についての説明によると、経済的、社会的自由のみが政治的自由に現実的基礎を与えるもので、各種の社会権を人権宣言の中に認め、そしてこれらの社会権を享受することは、公役務および事実上の独占の社会化と、経済

料の計画化を伴うことを明らかにしている。

社会党憲法草案は、全六章、九二カ条からなっている。人権宣言と題する第二章は六条〜四〇条までで、第一款「政治的権利」(Droits politiques) (八条〜二八条)、第二款「社会的・経済的」(Droits sociaux et économiques) (二九条〜四〇条)である。

この憲法草案の第一条は、「フランスは、政治的デモクラシーおよび経済的デモクラシーを基礎とする社会的共和国である。」として新しいフランスが政治的・経済的デモクラシーの国であることが宣言されている。

人権宣言においてはまず、六条、七条で次のような原則が規定されている。

「すべて人間は、すべての人、すべての共同体 (communauté) およびすべての制度に対して、いかなる法律も侵害できない権利を有する。」(六条)

これら権利の利益 (bénéfice) は、フランス連合において等しく生活するすべての男性およびすべての女性に保障される。(七条)

第一款の「政治的権利」の規定は、「法の前の自由と平等」(八条)、「自由の定義」(九条)、「移転の自由」(一〇条)、「

住居の不可侵」(一一条)、「私生活の尊重」(一二条)、「人身の自由」(一三条)、「良心・信仰の自由」(一四条)、「思想・表現の自由」(一五条)、「請願権」(一六条)、「集会の自由」(一七条)、「結社の自由」(一八条)、「法の前の平等」(一九条)、「男女間の平等」(二〇条)、「職業の自由」(二一条)、「裁判を受ける権利」(二二条)、「無償裁判の権利」(二三条)、「無罪の推定」(二四条)、「溯及処罰の禁止」(二五条)、「一事不再理」(二六条)、「刑罰の本質」(二七条)、「圧制への抵抗権」(二八条)である。

第二款の「社会的・経済的権利」は次のようになってい

まず、生存権に関する規定では、生活権が人権のうちで第一位のものになっていることは注目すべきである。

「生活および一身の完全性 (intégrité de la personne) への権利。

——生活権 (droit à la vie) は、人権のうちの第一のものである。

——何人も、一個の人間の肉体的、知的又は道徳的人格の完全さを侵害できない。」(二九条)

「健康への権利 (droit à la santé)。
——すべて人間は、誕生前および後に、自己の健康の保護、な

らびに科学が可能にするすべての衛生措置およびすべての医学的治療を受ける権利を有する。

—健康の保護は、国 (Nation) によって確保される。(三〇条)

「安全への権利 (droit à la sécurité)」。

—年令、肉体的又は精神的状態、又は一般的経済事情によって、労働できない人間はすべて、公共団体 (collective) から、適当な生活手段を得る権利を有する。この権利の保障は、社会保障の公的機関の設置によって実現される。(三二八条)

労働についての権利は次のようである。

「搾取 (exploitation) に対する保護の権利。

—何人も、自己の性別、年令、皮膚の色、国籍、出生、宗教、意見、肉体的・精神的な能力、経済的・社会的又は政治的立場、欲求又は緊急事態によって、搾取されない。(三二二条)

「労働権。

—すべての人間は、労働する義務および職を得る権利を有する。

—何人も、自己の出生、意見又は信条によって、自己の職において差別されない。(三三三条)

「労働は、商品でなく、商品のように扱われるべきではない。

労働者は、自己の労働の質と量に従い正当な報酬を受ける権利、およびすべての場合において、自己および家族が彼等の正当な必要の範囲内において、一個の人間としてふさわしい生活をするに必要な最小限度の資産を得る権利を有する。(三四四条)

「すべての人間は、休息および余暇の権利を有する。(三五五条)

「企業管理への権利 (droit à la gestion des entreprises)」。

—すべて労働者は、自己の選択により組合に加入し、又いかなる組合に加入しなくとも自由である。

—すべて労働者は、労働条件の集団的決定に参加し、企業、

私的施設 (établissements privés) および公役務の指揮および

管理の職務に参加する権利を有する。(三六六条)

「争議権。

—争議権は、それを規制する法律の範囲内において、すべての労働者に認められる。(三七七条)

所有権は次のようになっている。

「所有権。

—所有権は、自己の一身の労働の正常の成果を表わす財産、ならびに一身の、家族的、又は社会的性質の日常品および勞

働用具について、すべての個人に保障される。何人も、適法に確認された公共の利益を理由として、法律によって定められた補償金によるものでなければ、所有権を奪われない。」

——何人も、その社会的機能に反する行使によって、この権利を濫用することはできない。」(三九条)

独占企業は次のように社会化される。

「経済的権力 (puissances économiques) の支配に対して保護を受ける権利。

——すべて個人は、経済的、財政的権力の支配に対して保護される権利を有する。この保護は、その経営が公役務又は事実上の独占の性質を持つ財産および企業の社会化、およびすべての人間的、物質的資源の十分な使用のためのフランス連合の経済組織によって確保される。」(四〇条)

(1) 共産党草案の正文は、

Annales de l'Assemblée Nationale Constituante élue de 21 octobre 1945, Documents, 1951, Annexe n° 20, p.p. 25-28.
Revue du Droit public et de la science politique en France et à l'étranger, t. 62, 1946, p.p. 156-164.

(2) デラシエナル草案の正文は、

Documents, Annexe n° 38, p.p. 50-56.

(3) 社会党草案の正文は、

Documents, Annexe n° 44, p.p. 58-62.
Revue de Droit public, t. 62, 1946, p.p. 164-174.

四、第一次憲法制定議会の論議⁽¹⁾

(イ) 一般討論

前述した三つの憲法草案を付託された憲法委員会は、まず憲法の冒頭に掲げる人権宣言についての結論を議会に出した。議会は一九四六年三月七日より論議を開始した。

まず、憲法委員会の個別報告官シルベール・ザクサス (Gilbert Zaksas) が、新しい憲法に対して委員会の目ざした目的を、次のように説明している。⁽²⁾

人民が自分達の制度や自分達の社会組織の基礎にある原則を考へ直すのは、歴史の重大な時期においてである。四年以上にわたる圧制と隷従から解放されて、フランス人民が、自由の伝統的理想を再び取り上げ、新しい人権宣言によって、その憲法の作成を始めることは正常なことである。文明の歴史はたえずデモクラシーの歴史と一致しており、デモクラシーが進展するたびに、文明は前進している。人権宣言の作成は一七八九年の革命から始まったが自由への歩みはたえず前進を続けている。一九世紀の半ば前

から大衆が貧困と無知に従属している限り本来に自由を享有できるものではなく自己の十分な肉体的、知的、道德的な発展を確保できないことに気づき始めた。今や人民の眞の解放を保証するために、新しい各種の権利を認めなければならない。このような権利の承認については国によっていろいろ差があつたが第二次大戦後、その承認の必要性があまねく認められるようになった。世界で最初に「人と市民の権利宣言」をつくつたフランスは、「人と労働者の権利宣言」によつて、それを補完する最初の国にならなければならない。

更に、ザクサスは委員会の人権宣言の内容について、次のように説明している。

新しい共和国は、フランス革命によつて宣言された自由が補完され、新しい状況に適合することをまず要求している。委員会は、第一款にできる限り一七八九年の宣言を保持しようとした。このようにして人権宣言の第一款に各種の自由権を宣言したのである。他方、人間の解放を保障する眞のデモクラシーの実現のために人民を貧困から解放し、社会を人間のためのものにする権利を承認することが要求される。委員会の人権宣言案の第二款が各種の社会的・経済的権利を認めたのは、このためである。所有権

については、一方では、法律によつて各人に保障された神聖不可侵なものとして認めたが、他方では、経済的發展による経済的権力が各個人の自由や権利を侵害することに着目し、独占企業の公共団体への復帰を強調している。自由および政治的権利の宣言を社会権によつて補完することは社会的進化から要求されることであり、共通財産という観点から協同される経済的、社会的体制において労働を商品として考えることはできず、又人間によつて搾取される人間を考えることはできないことを確信している。

最後に、ザクサスは、「一七八九年の人権宣言を補完し、修正し、適合させることによつて、委員会は一七八九年の人間によつて企てられた仕事を営々と継続したという感じを持つていること」を明らかにして、報告を結んだ。

ついで人民共和派を代表して、ダニエル・ボワドン (Daniel Boisson) が立つた⁽³⁾。

ボワドンによると、人民共和派は人権宣言の全部に賛成でなく、留保しているものがあることを明らかにした。それは社会生活、国家の役割、人格の發展に必要な条件に關してである。人民共和派は委員会で、人権宣言が「個人権」、「団体の権利」(les droits collectifs) および「国際法に従属する国家の権利ないし義

料
務」の三つに分けることを提案した。この「団体の権利」に対し
ては、ヴィシー時代の「職能団体主義」(corporatisme)だと攻撃
されたが、これは全くの誤りである。我々が、個人を、家族、市
町村、組合、結社のような自然的、自発的集団に統合しようとし
たのは、個人により高い人格的發展に達するための支えを与えたい
からなのである。諸集団が権利を持つということは、諸集団が

国家に抵抗して、自由のとりでを築くためなのである。この集団
の権利のうちで特に我々が望むものは、家族の権利である。更に
ボワドンは教育の非宗教化にも反対した。

自由共和党 (Parti républicain de la Liberté) のロベール・ブリ
ュイネル (Robert Bruyner) は、人権宣言の社会的・経済的権利
を次のように批判した。⁽⁴⁾

家族手当、社会衛生、社会保障、企業委員会、有給休暇などに
ついては、既に立法で解決されているもので、これを憲法の冒頭
に宣言することが必要であるとは思われない。「すべて人間は労
働する義務を有する。」と義務の観念が奇妙にでてきたが、一体
誰がこの労働をきめるのであろうか。この「労働する義務」は、
いつか強制労働になるのではないか。

所有権についても、多少思いがけない制限を蒙っている。所有

権が法律から生ずるものではなく、法律が所有権の存在と利用に
則るべきなのである。独占企業の集産化も、範囲が不明確で、拡
張される危険性があるとされている。

共和主義・抵抗運動派 (républicains et résistants) グループを
代表する、パスカル・コッポー (Pascal Coppeau) の意見は次のよ
うである。⁽⁵⁾

コッポーはまず、我々の自由のために国有化を行なうことが必
要であると云つても、革命をすることを要求するのではないし、
又急激に新しい社会制度をつくることでもない。我々は、二つの
世界、歴史の二つの時代の境界線上に、我々の実際の制度を置く
ことを望むだけである。

更に、コッポーは、重要産業の国有化や社会的・経済的権利の
宣言は、国民抵抗評議会のプログラムからできてきたものである
ことを指摘した。

続いて共産党のラウル・カラス (Raoul Caté) が立った。⁽⁶⁾

カラスは、共産党が人権宣言に賛成にする理由として、現在の
歴史的状况において市民に認められるべき諸権利を含んでいるこ
と、一七九一年憲法で認められた原則を喚起し、その後の経済的
社会的發展を考慮して、それらの原則を拡張、發展させ、補充し

ていることをあげている。新しい人権宣言が、一七八九年の人権宣言の確認だけに満足せず、新しい権利を付け加えたことは、経済的、社会的な生活、国家生活の中で労働者階級の役割がしだいに大きくなってきたことによるのである。

更に、カラスは、ある新聞が激しく反対し、今ブリュネルが述べたような、所有権についての条文に対する反対意見に反論を加えた。

憲法委員会が、「所有権は、社会的利益又は他人の安全、自由、生存又は所有に反して、行使することはできない。」ことを宣言し、「その運営が公役務または事実上の独占の性格を有し、又はその性格を取得したすべての財産、すべての企業は、公共団体の所有にならなくてはならない」と付け加えたので、これは、所有の盗み、強奪、破壊であると主張しているものがある。彼等はトラストの代弁者であることが殆んどであり、国民経済を握り、大産業の競争に対抗するには防備の不十分な中小所有を苦しめ、破壊させたのである。今日没収されたと呼んでいる者自身、没収者なのであるとしている。

人権宣言のうちにはまだ形式的にすぎない不十分なものもあるが、共産党は、モリス・トレーズが「デモクラシーは絶えざる

創造である」と云ったように、この人権宣言はたえず拡大する民主主義の道程に一步進めるものであると考えて、この人権宣言に賛成することを明らかにしている。

最後に、カラスは、「この宣言は、我々の友である社会党員、すべての共和主義者と共に、我々の明日の体制を真の共和国、民主的・非宗教的・社会的共和国、一言で云うと、ジョレスが青年に対して行なった、彼のすばらしい演説の中で、『共和国は、高い方向にあり、人間がそれに登ることなしに上昇できないが故に勝った』と云った共和国である。」として、演説を結んでいる。

ついで、社会党のピエール・エマニュエル・ギユイエ (Pierre Emmanuel Guillen) が立った。⁽⁷⁾

ギユイエは、社会党にとって人間の基本権を承認し、保障する必要性は憲法委員会のザクサス報告官の報告のように、単に、現在の状況によって課されるのでなく、社会生活の進化および人間解放のための一般闘争からも生ずるのである。この人間解放の歩みから、経済問題に大衆が参加することが必要になり、労働者の各種の権利が認められるようになった。

この人権宣言の作成にあたって、ある者は、一七八九年の宣言への単純な復帰を望み、ある者は、今までとは全く新しい原則を

料 宣言に記載することを望んだようである。しかしこの両者共現実的ではない。歴史の流れには、逆うこともできないし、又先行することもできない。法が歴史を創るのではなく、歴史が法規範の内容を決定するのである。このような歴史的發展が、我々が従うべき道を明らかにしている。これには三つの面があり、第一は、

一七八九年の宣言によって認められた自由権の大部分が、人格の完成の条件およびすべての文化的活動に不可欠の保障としてその

価値を保持していることである。第二は、労働者に自由を享有させ、人格の十分な發展を保障することが問題になるに至って、一七八九年の権利では不十分になり、新しい社会権を保障しなければならなくなったことである。第三は、新しい権利の宣言によって補完されたフランス革命の原則の他に、現実の経済的、社会的状態に適合しなくなり、根本的変革を蒙ったものとして、所有権と商業および産業の自由権がある。所有権は、一七八九年には、神聖不可侵で、絶対的権利として考えられていたが、経済的發展と労働者の力の増大によって変化してきた。技術の進歩は所有権の集中を必要とし、労働者の力の増大は企業の管理への参加を要求するに至った。所有権の發展は未だ終わっておらず、独占企業は集産化される。更に、必要ならば、人民が、その代表者によつ

て、共通財産のためにすべての人的、物的資源の十分な利用を確保するように、国民資産 (patrimoine national) の全体を自由に処理することも可能なのである。

ギュイエは、最後に、社会党は、この宣言が自由と社会正義の要求の最終的表現として考えるのではなく、社会主義のみがもたらし得る正義と自由および平和な体制への一歩にすぎないことを明らかにしている。

独立共和派のピエール・クーラン (Pierre Courant) は、新しい人権宣言の必要性を次のように述べている。⁽⁸⁾

たとえ我々の先祖がすべての人間およびすべての国民に対して話すことを望んだとしても、彼等は決して時間的普遍妥当性を主張したわけでないことを想起すると、この一九四六年にあつて、我々の議会が、我々の大先輩が明らかに知らなかった新しい状況に従つて、一七八九年に課された原則にその十分な開花を与えようとすることは何等差しかえないことが分るのである。

翌三月八日にも、人権宣言に関する一般討論がひき続いて行なわれた。

まず最初に、人民共和派のピエール・ドミニジョン (Pierre Domignon) が立ち、自由について人民共和派の見解を明らかにし

ている。

自由は憲法に記載するだけでは単に言葉にすぎず、それを実効性あらしめるためには、真摯な自由の精神によってそれを鼓舞しなければならぬ。この精神に対する人民共和派の見解は、個人主義的自由主義からも、国家主義の全体主義からも遠く隔っている。個人主義的自由主義の自由は、強者が弱者を圧迫する権利であり、弱者にとつては強者のために生き、そして死ぬ自由なのである。これに反して、国家主義の全体主義は、前文にある、「すべて人間は、いかなる法律も侵害できない神聖かつ譲渡できない権利を有する。」ことも否定するものである。人民共和派にとつて、自由は個人としての人間を越える価値であり、地下抵抗運動において人民共和派を創立した者達が自由のために生命を捧げたのは、このためなのである。しかし同時に、この価値は各個人の中に具現されなければ、現実には存在するものではない。またこの自由は、もし各人が同様の権利を、感情的な同情によるのではなく各人が所有し、しかも各人を超越するこの自由が全体を形成し、そして他人の自由に対する侵害はすべて彼自身の自由を脅かすばかりでなく、それを減少させさえもすることを認識した深い感情によって承認されるものでなければ、理解されないものである。

ある。

また国家と市民の関係において、国家は、自分自身の領域、即ち、政治制度、経済的システムおよび社会組織の領域にのみ、その要求を課する権利を持っているものであり、哲学、精神および愛情の領域は国家に属さないものである。国家は市民に限界づけをするが、人間を創るのは国家ではないし、人間は市民以上のものである。従つて、人間は、言論、良心および信仰の自由の領域たる、自由の領域にとどまっている。政府は、個人の自由を併合するためでなく、保護するために、この領域に介入する権利を持つだけである。それ以上にいくと全体主義である。

ドミニジョンは最後に「自由と平等は友愛の中にのみ存在するのであり、もし共和国が生命を保つことを望むなら、我々はその理想を破ることはできない。」として結んだ。

ついで急進社会党のエドゥアール・エリオ (Edouard Herriot) が立つた。¹⁰⁾

エリオによると、憲法委員会は一七八九年の理念を維持しながら、新しい時代の観念を付け加えようとしたが、このためには二つの方法がある。第一の方法は、委員会がしたように、一七八九年および一七九三年の宣言を廃止することである。第二の方法

料は、一七八九年の正文を補完して維持することである。エリオは

この第二の方法を主張し、一七八九年の宣言が一時代の政治的状態の表現ではなく、フランスの自由主義的伝統の要約、総合であるとしている。一七八九年の人権宣言は、モンテスキュー、ルソ

ー、ポルテールのような偉大なフランスの思想家から生じ、またデカルトの合理主義、ルネッサンス運動、ユマニスムから生じている。これは普遍的性質を持っている。

エリオは、現代に必要で一七八九年の人権宣言に欠けているものとして、婦人の権利、労働権、教育権、生存権などをあげている。

人民共和派のモーリス・ゲラン (Maurice Guerin) がこれに続いた。

ゲランは、まず一九四六年の憲法制定権者たる我々が、一七八九年の宣言に反対するのでなく、補完する必要があるというの、一七八九年においては、政治的権利しか考えられず、又一世紀半後、社会権および経済的自由を問題にしなければならぬことを予見できなかったからであることを指摘している。

更に、昨日の人民共和派のボワドンと同じように、この人権宣言が余りに個人主義的で、家族のような自然的共同体に個人と同

じ権利を与えるべきことを主張している。

更に、二九条の労働者が労働条件を集団的に決定し、企業の管理に参加する権利について、かなり詳しく説明している。

ゲランによると、この問題を正しく理解するために、まず「企業とは何か」という質問をすることが必要である。企業は物的設備とそれに生命を与える人間の複合体であると考えられ、もしそうであるとすると、それ自身利用価値を持たない資本は、所有の唯一の要素としても、又この事業を管理し、指揮する権利の唯一の基礎としても考えることができず、資本以外のものが事業に対して生命を与え、その労働によって人間社会が要求する仕事をすることを可能にするのである。このような事実の確認から、労働者が企業の管理に参加する権利が引き出されるのである。この権利は、既に十年以上も前に、C・F・T・Cのプランの中で主張され、又C・G・Tのプランにも主張されていた。これは又単に労働組合のみならず、経営者の側からも資本の所有と企業の管理とを区別し、企業の管理には能力のある者はすべて近づけるようにするという考えがでてくるに至った。

二九条はこのような背景からでき上ったものである。この経済的改革のみが真の経済的デモクラシーの実現を可能にするもの

であり、この経済的デモクラシーは、政治的デモクラシーを補充するものとして不可欠で、一七八九年の人間が予見できなかったところのものである。これは単に企業の管理者が変るといっただけでなく、生産に対して責任のない道具であった労働者が、指揮と管理に責任のある共同参加者になったことである。

最後に、ゲランは、すべての人間が本質的に平等であり、これが平和な世界において最も崇高な人類の希望を我々を与えるものであるという言葉で演説を終えた。

昨年一二月の議会に、前述の憲法草案を提出していた、独立共和派のデランシュナルが、委員会の草案に家族の権利が宣言されていないことに反対し、それを宣言することを強く要望した。⁽¹²⁾

ついで、民主的・社会主義的抵抗派 (Résistance démocratique et socialiste) を代表して、ルネ・カピタンが立った。⁽¹³⁾

カピタンはまず自分は委員会の草案には満足していないが、少くともその精神に同意するが故に賛成したことを前置きし、次になどのような精神で草案が作成されたかを説明している。

エリオは先刻、憲法委員会が、一七八九年の伝統および、我々の最初の宣言を鼓舞した普遍主義と決別したと非難したが、これに対して、自分に関する限り、「否、我々はそれを望まなかつ

た。」と云うことができる。

カピタンによると、委員会および議会の論議からみて、人権宣言について二つの観念が区別されることを指摘している。その一つは、人権宣言が客観的価値を持ち、一七八九年に宣言したような永久不滅の真理を表わしていると考える方である。カピタン自身もそうである。もう一つは、これに反して、人権は純粹に相對的な観念であるとする考え方である。この考え方によると、一七八九年の宣言は、その時代の反映であり、勝ち誇ったブルジョアジーの憲章であり、このブルジョアジーの権利を宣言したにすぎないものである。今日、一七八九年の宣言を再び取り上げ、ブルジョアジーの権利を新たに宣言すべきでなく、ブルジョアジーにかわる階級の権利である、労働者の権利を宣言すべきである、というのである。

我々の考えによると、社会の發展、歴史の流れにも拘らず、すべての時代を超え、すべての体制を越えて、恒久的価値を持つ人類の規範および文明の条件たる原則が存在しているのである。一七八九年の原則は、このようなものであり、それは依然としてフランス政治社会の基礎なのである。

更に、国家と個人の関係については、国家が社会に生活する個

料 人に対して必要かくべからざる保護者として、必要であるとして

も、それは、個人の自主性の開花にとつての本質的な条件を創り

出し、それを維持する範囲においてのみ正当化されるものである。これは、一七八九年の宣言の二条が、そのすばらしい言葉で、「あらゆる政治的結社の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。」と云っていることである。

一七八九年の宣言を修正したり、そこに他の原則、他の権利を挿入するのでなく、ただ我々の時代により良く適合させ、これらの原則の新しい適用様式を公式化するために、これを補完しなければならぬ。この補完の一つが人権宣言草案にある「社会的・経済的権利」である。これは、個人が自己の自主的領域を守る権利のみならず、自己の神聖で、譲渡できない自然権を実際に守り得るような経済的条件におくように、社会に要求し、社会から実物の提供を受ける権利を持っていると云うことである。十分な生活水準、健康を守る手段、教育を受ける手段、失業、疾病又は老令の手当なしには、現代社会において、個人に認められた抽象的自由は実効性がない。これを実効性あらしめるために、国家は、私企業でなく、国が個人に対し契約し、各人に教育、救済を与え新しい義務を果たす手段たる、大きな公役務、大きな社会制度

を組織することが、自由の名において必要なのである。

最後に、カピタンは、自由と権利を宣言するだけでは十分でなく、一七八九年の宣言の一六条のように、権力を分立させることが必要であるとしている。

一般討論の最後に、憲法委員会の委員長であるギイ・モレが、委員会のメンバーを動かした精神と草案の作成について説明した。モレによると、委員会は一七八九年の宣言を基にして新しい宣言をたてた、ということが、委員会の大多数を動かした精神である。起草にあたった小委員会は、起草にあたってたえず、一七八九年の正文、一七九三年の正文、および種々の同盟国の正文を参照し、更に、一九三六年に人権宣言同盟 (*Ligue des Trois de l'Homme*) によつて起草された正文にも大きな影響を受けた。しかし全く新しいものである、社会的・経済的権利は、特別に起草されたもので、その必要性については誰も反対しなかったとしている。

(1) 第一次憲法制定議会の論議は、

Annales de l'Assemblée Nationale Constituante élue le 21 octobre 1945, Débats (以下「Débats」と略す) によろ。

(2) *Débats, p.p. 605-607.*

(3) *Débats, p.p. 607, 608.*

- (4) Débats, p.p. 608-610.
- (5) Débats, p.p. 610-612.
- (6) Débats, p.p. 616-617.
- (7) Débats, p.p. 617-619.
- (8) Débats, p.p. 619-620.
- (9) Débats, p.p. 634-636.
- (10) Débats, p.p. 636-639.
- (11) Débats, p.p. 639-642.
- (12) Débats, p.p. 642-643.
- (13) Débats, p.p. 643-646.
- (14) Débats, p.p. 646-648.

(14) 急進社会党による反対案の提出

三月七日、八日、二日間におわたる人権宣言の一般討論が終り、条文の個別審議に入る前に三月二日の午後の会議に、エドゥアール・エリオ、アンドレ・マリー (André Marie) 等急進社会党の議員によって、委員会の人権宣言案に対する反対案が提出された。⁽¹⁾

その主な条文(九条、一〇条、一二条、一三条省略)は、次のようになっている。

「人間の諸権利は、性別、人種、民族、宗教又は意見の区別なく認められる。

譲渡できなく、消滅することのないこれらの権利は、人格(une *sonne humaine*) に結びついており、それらは、あらゆる時代およびあらゆる場所において尊重され、あらゆる形式の政治的、社会的抑圧に対して保障されなければならない。人権の国際的保護は、いかなる国も、その領土に生活する唯一人の人間に対してもこれらの権利の行使を拒否できないというように、普遍的に組織され、保障されなければならない。」(一条)

「人権の第一のものは、生活権 (*droit à la vie*) である。」(二条)

「生活権は、母親がその役割に必要な配慮、保護および手段を受ける権利—子供がその十分な身体的、道德的形成に必要なすべてのものを受ける権利—男性による女性の不当な取り扱いの全面的禁止に対する女性の権利—老人、病人、不具者が彼等の弱さを保護する制度を要求する権利—すべての者が科学により可能なあらゆる保護の手段を利用する権利を含む。」(三条)

「生活権は以下のものを含む。

- ① 余暇を残すに十分縮減され、科学と技術の進歩によりしだいに近づき得るものになり、公平な分配がすべての者に保証すべき、そしてし得る福利に参与するに十分な報酬の

料 労働に対する権利。

② 各人の能力の十分な、知的、道徳的、芸術的および技術的修養に対する権利。

③ 労働できないすべての者に対する生存権 (Droit à la subsistance)。(四条)

「人間による人間の搾取が絶対存在しなく、常に労働の正当な報酬が存在し、科学によって高められた創造力がすべての者の福利のために使用されるように、すべての労働者は、個人的に、又は代表者を通じて、生産および分配計画の樹立に協力し、その適用を監視する権利を有する。」(五条)

「個人的所有は、公共の利益にいかなる侵害も与えない場合に、初めて権利となる。市民および国家の独立は、利己的、支配的利益の集団(カルテル、トラスト、銀行組合)を形成する所有によって特に脅かされるので、このような所有が手に入れた職務(Functions)は、国民に返還されなければならない。」(六条)

「言論の自由は、出版および思想を表現する他のあらゆる手段が金権(Prisances d'argent)の支配から解放されなければならない。」(七条)

「公共団体(collectivité)に対して犯された過ち(traite)は市

民に対して犯された過ちと同様重大である。

人民の代表者、および国民によって経済に対する指揮とコントロールの権限を授けられた公務員は、彼等の監視に服している、又は服していた企業において、いかなる利害を持つことも、いかなる地位、いかなる報酬、いかなる特典を受けることもできない。(八条)

「生活権は戦争の廃止を含む。」(一条)

「これらの権利すべては、あらゆる形式の下において専制と闘い—市民を形成し—知的、道徳的進歩ならびに個人および国民の福利のために働き—平和と寛容の精神を彼等に教え—フランス革命を手本として、理性、正義および友愛の支配を招くという社会の義務に基く。」(四条)

この反対案の説明のために、アンドレ・マリーが立った。⁽²⁾

アンドレ・マリーによると、この人権宣言は、委員会案のように一七八九年の宣言に代わるものであるという野心を持っているものでない。不滅の宣言である一七八九年の宣言は、今日の憲法制定者が新しい領域に不可欠の適用をさせているにすぎない、一連の権利を定めたものである。一七八九年の宣言の補完の必要性については誰も反対していない。「労働権」「教育権」「男女間

の平等、所有権の制度により、一七八九年の宣言の補完の必要性は、偉大な歴史家であるオラルがずっと以前に既に指摘していたものである。

我々の提出した反対案は、一九三六年に人権宣言同盟によって採用された正文を、逐語的に参照したものである。この方法は、一七八九年の宣言に補充を加えるものである。まず、人権宣言の普遍性を確認し、次に、生活権とそのあらゆる効果を列挙することによる、新しい権利の宣言である。生活権が新しい権利と云っても、その理念も、その形式も、全く新しいものではない。チュルゴー自身この権利を主張していたし、ロベスピエールも、一七九三年に、「社会は、そのあらゆる構成員の生存を保証しなければならぬ。」と主張している。この生活権の結果が、母親、老人、病人の保護であり、社会的領域においては労働権である。経済的領域においては所有権の制限であり、国際的領域においては戦争の否認である。

また、過日、この演壇で、社会党のギイ・モレとビエール・ギユイエが、一七八九年の宣言の時代的制約性を主張したことに對して誤りが二つあることを指摘した。一つは、一九四六年の憲法制定者が「新しい権利」を創造したとしているが、これは、カピ

タンが云ったように、政治的、経済的、社会的発展によって要求された一七八九年の宣言の新しい適用にすぎないものである。もう一つの誤りは、一七八九年の宣言にブルジョアジーによって新しく獲得された権利の承認しか見えていないが、これは幾世紀にもわたる努力の成果であり、思想の蓄積なのである。

ついで、共産党のジャック・デュクロ (Jacques Duclos) が、この修正案に反対した。⁽³⁾

デュクロによると、急進社会党の反対案に共感を覚えるが、しかしその中に我々をびつくりさせるような大胆さが全然ない。所有権に関する六条がその例である。また、記述されている原則とそれから引き出される結論との間の一貫性が、明らかに欠如している。例えば、五条の労働者の管理への参加の権利の条項に対し、最初の言葉から最後の言葉まで賛成であるが、人間による人間の搾取の廃止を確保するためには、資本主義を止めなければならぬのである。

一七八九年の宣言については、これは、歴史に沿った進歩に對する人間的努力の対価であると感ずるすべての人間にとって、榮譽ある記念碑であることを何人も否定できないが、しかしこのことは、これがフランスの栄光の輝かしい段階であると判断するこ

料とを妨げるものではない。フランスは大革命の偉大な原則に忠実

でなければならぬが、この精神に忠実であるということは、一七八九年の政治的、経済的状况におけるところのものよりも、更に前進することである。今や労働者階級が各分野で大きな役割を果すに至っている。そこで、一七八九年の宣言で、不変のものはそのままにし、そして補完することが必要である。

ここで、憲法委員会の委員長のギイ・モレが中断し、特に発言を求めた。⁽⁴⁾

モレによると、委員会は、今朝、圧倒的多数で急進社会党の反対案を退けることを議会に要求することを決めてから、一七八九年の宣言と現在の宣言との承諾を明らかにするために、前文の第一段の次のような修正を提案することを満場一致で決めた。

「人間を隷従墮落に陥れようとし、全世界を血まみれにした体制に対して、自由な人民がかちえた勝利の翌日において、一七八九年の諸原則―その解放の憲章―に忠実になったフランス人民は、新たに、すべての人間がいかなる法律も侵害し得ない神聖にして譲渡することのできない権利を有することを宣言し、一七九三年、一七九五年および一八四八年におけるように、これを憲法の冒頭に付することを定めた。」

このあと、デュクロは、急進社会党の反対案に賛成しないのは、必ずしもそれに反対だからでなく、できるだけ早く憲法を制定し、真のデモクラシーを樹立するという便宜上の理由のためであると述べた。

デュクロに対してエリオが反論した。⁽⁵⁾

まず、デュクロが反対案について、その教義によるのでなく、日和見主義によって賛成しなかった点を問題にした。

反対案の五条で資本主義の廃止を規定していないというデュクロの批判に対しては、委員会草案の三二条で個人的所有権の神聖不可侵を規定し、三三条で独占企業の公共団体化を規定しているが、この二つの所有の間に依然として資本主義のための非常に広い余地が存在している。この広い余地に資本主義を認めるのが、我々の人権宣言である。

更に、デュクロが反論し、反対案があたかも資本主義が廃止された如く人間による人間の廃止について考えるのはユートピアであり、この人権宣言は資本主義体制の枠の中での一定の社会状態に対応しているもので、資本主義の滅亡はこの種の人権宣言の採用とは別に実現されることを知っているから、もつと穏当な規定で満足すると述べた。

ついで、憲法委員会報告官のザクサスは、委員会がこの反対案に賛成しなかつた理由を説明し、委員会草案を保持すべきことを要望した。⁽⁶⁾

委員会は一七八九年の宣言を補完するという方法をとらなかつた。実定正文が新しい時代の要求に適合することが必要と考えた。反対案に賛成しなかつた根本的理由は、人権宣言が単なる原則の宣言でなく、現実の価値、法的価値を持たなければならぬと考えたからである。我々は、フランスの憲法作成の伝統から離れることなしに、一七八九年人権宣言の精神と原理を保持し、新しい状況に適合させて、我々の自由の理想に尽すことを最後に明らかにした。急進社会党より反対案に対する投票の要求が出され、ついで、投票についての各党代表者の意思表明があつた。

まず最初に、社会党のエドゥアール・ドゥブリュー (Edouard Debureau) が立ち、社会党は反対案に対して賛成しないことを述べた。⁽⁷⁾ このドゥブリューの議論は、社会党の一七八九年人権宣言に対する考えかたを知るうえに興味あるものである。

ドゥブリューによると、社会党は、一七八九年人権宣言が政治的に解放された人間の不滅の憲章であることについては、エリオヤ

カピタンと同じである。

更に、カピタンが、三月八日の議会で、一七八九年宣言は一七八九年のフランスブルジョアジーの権利宣言であると社会党が考えているように云つたが、誰もそういうことは云わなかつた。社会党が云つたのは、当時上昇する階級たるフランスブルジョアジーがフランスおよび人類の文化のモメントであつたこと、全人類驚異的であつた飛躍を成し遂げたということであつた。マルクス主義は、我々にとって宗教ではないし、言葉の正確な意味での教義でもおそらくないだろう。マルクス主義は、根本的には経済的事実探究の方法である。我々にとってマルクス主義は、他の領域において偉大な科学的仮説が果し得た役割を果しているものである。我々は特にマルクス主義から、時間と空間における相対性という大きな教訓を引き出した。

一七八九年の憲法制定者は、機械制の発展以前に、一九世紀の一大産業革命以前に、彼等の正文を作成したのである。一七八九年の精神に忠実であることは、一七八九年の公式を繰り返すことではない。それは、人権宣言を現実の状況にとりわけ、婦人と労働者の権利に適合させることである。

ついでルネ・カピタンが投票に対する意見を表明した。⁽⁸⁾

カピタンは、民主的・社会主義的抵抗派が急進社会党から提出された反対案を委員会に送ることに賛成であることをのべた。賛成の理由は、反対案が一七八九年の宣言の永続性を明確に認め、また一九三六年の人権宣言同盟の正文が我々の憲法委員会のよいモデルになると考えたからである。

更に、ドゥブルイーが、カピタンに対して、いかなる党派のメンバーも八九年の原則の永遠でないにしても不滅の価値を否定しておらず、また不滅の宣言が常に一社会階級の憲章にすぎないとは決して考えなかったと反論したことについて、この点については実際は同じ意見であると答えた。我々が一七八九年の原則を擁護し、それが恒久的であると考えるのは、一七八九年の原則がすべての人間の自由と平等を保障し、従って、すべての特権、貴族の特権のみならず資本主義の特権を断罪しているからである。

ついで、人民共和派のド・マントンが立ち、人民共和派は、共産党のデュクロや社会党のドゥブルイーのような理由から反対案を取り上げることに賛成しないのではなく、単純に人権宣言の条項を確認することによって始めることは立法技術として良くないからであることを明らかにした。⁽⁹⁾ド・マントンによると、一七八九年の宣言は歴史的発展によって変遷される時代的なものでなく、

一七八九年の原則は共和国の基礎であり、これらの原則なしには共和国が存立しないようものである。

ついで、自由共和派のジュール・ラマロニー(Jules Ramarony)が立ち、急進社会党の反対案を取り上げることに賛成であり、その理由は、反対案と比較すると委員会案は恒久的真理である人権宣言でなく、一階級の権利たる労働者階級の権利を確かめようとしているからであるとした。⁽¹⁰⁾

続いて、急進社会党の反対案についての投票があり、投票総数五六〇票のうち、賛成一二三票、反対四三七票で否決された。

- (1) Débats, p. 670.
- (2) Débats, p.p. 670-673.
- (3) Débats, p.p. 673-675.
- (4) Débats, p. 674.
- (5) Débats, p. 675.
- (6) Débats, p.p. 675, 676.
- (7) Débats, p.p. 676, 677.
- (8) Débats, p.p. 677, 698.
- (9) Débats, p. 678.
- (10) Débats, p.p. 678, 679.

(9) 各条項の個別審議

急進社会党の反対案を否決した、三月一二日の議会で、人権宣

言の各条項の個別審議に入つた。個別審議は前文から始まり、続いて一条から逐条的に行なわれた。委員会草案一条〜二〇条の「自由」(Des libertés)は、三月二二日、一四日、一九日と続き、二一条〜三五条の「社会的・経済的権利」(Des droits sociaux et économiques)は、一九日および二二日に行われた。

「社会的・経済的権利」についての審議は次のようになってゐる。

〔二一条〕⁽¹⁾

「すべて人間は、社会に対して、その一身の完全および尊厳において、その肉体的、知的、道徳的な全面的向上の保障を受ける権利を有する。

法律がこれらの権利の行使を組織する。」

「保障する」を「その人間に確保しようとする」に、「道徳的」を「道徳的および物質的」に修正するような提案があつたが、いずれも提案者が撤回した。

〔二二条〕⁽²⁾

「妊娠後の健康の保護、あらゆる衛生措置および科学が可能にするあらゆる治療の利益は、すべての者に保障され、国によつて確保される。」

まず、デロンソルベ (Delon-Sorbe) およびド・ローラン (de Roulin) が、「社会は、家族的、社会的計画に基いて、個人の安全および向上をはかる義務を有する。社会は、道徳的、社会的災禍に対する闘いを組織しなければならない。」という一項を、二二条の最初におくことを提案した。

委員会は、その理念に反対だからでなく、人権宣言の第二款の各条項によつてそれが満足させられていることを理由として反対し、議会でもこの修正案は否決された。

フレデリック・デュポン (Frédéric Dupont) および彼の仲間から、「国によつて確保される」を、「その治療は、自己の個人的資産の不足から自分自身で確保できない者すべてに、とりわけ社会保障の適切な組織によつて保障される。」におき代える提案があつた。

フレデリック・デュポンの説明によると、「国によつて確保される」ということは、医療の国有化を可能にすることで、医療が国によつて独占されることに反対するために修正案を提出したのである。

委員会を代表して、報告官が、二二条は、「国によつて無償で保証される。」と規定されているわけでなく、国が確保する条件

料を決定するのは立法によつてであり、フレデリックIIデュボンの出した問題は立法の時の問題であると答えたので、フレデリックIIデュボンはそれを了承して、修正案を撤回した。

〔二三条〕^(a)

「国は、家族に対して、その自由な発展に必要な条件を保障する。

国は、立法および適切な社会制度により、すべての母子を等しく保護する。

国は、婦人に対して、その母親としての役割およびその社会的使命を果し得る条件において、市民および労働者としての職務の行使を保障する。」

これについては五つの修正案が提出された。そのうち四つが審議された。

第一のは、ルネ・コティ (René Coty) によるもので、二三条の最初に次のような条項をおくものである。

「国は、国の基本的要素たる家族に、その自然的権利および義務の全面的行使を保証する。国は、とりわけ、両親又はその法的代表者に対して、その未成年の子女の教育を可能にし、知能を方向づける自由を保障する。法的に確認された濫用又は無資産の場

合にしか、彼等はこの任務を入れかわることができない。

公権力の組織は、家族に対する、その道徳的、物質的利益の有効な擁護を保証する代表を必要とする。

公的負担は、家族の能力に比例する。

国は多数の家族に援助と保護を与えなければならない。」

ジョセフ・ドゥネ (Joseph Denais) から提出された第二の修正案は、二三条を次のようにするものである。

「家族は、その資格で、国へ働きかける権利 (droit a la sollicitude de la nation) を有する。家族は、その代表者によつて、公務の指揮に参加しなければならない。

立法および適切な社会制度が、母子に、有効な保護を保証しなければならぬ。」

自由共和派を代表してピエール・ジュリュイ (Pierre Joly) によつて提出された、第三の修正案は、二三条を次のようにするものである。

「国は、婚姻に基づく家族に対して、その自由な発展に必要な条件を確保する身分 (statut) を保障する。

国は、立法および適切な社会制度によつて、あらゆる母親、あらゆる子供を保護する。」

ジュセフ・デランシュナル等によつて提出された第四の修正案は、最初に次のような一項をおくものである。

「国は、我々の社会組織の基礎になるべき、婚姻に基く家族の尊重を宣言する。」

以上の四つが二三条を全面的に修正するもので、二三条一項だけを修正するのが一つあつたが、それは、これらの四つの修正案が否決された場合に取り上げることになった。

これらの修正案の主張は、委員会案がすべての母子を「等しく」保護することに反対するもので、「婚姻に基く家族」を社会の基礎として強調することである。これに対する委員会の報告官の反論は、嫡出子と非嫡出子との平等は社会的進歩の道の大きな一歩であり、自分の生れた条件について子供には責任がないということである。

これらの四つの修正案について投票があり、投票総数五五〇票、賛成二〇七票、反対三四三票で否決された。

この結果、次にジェルマン・ペイロール(Germain Peyrolles)を代表とする人民共和派の修正案が問題になつた。

この修正案は、二三条一項の「国は、家族に対して、その自由な発展に必要な…」という規定を、「社会は、家族に対して、そ

の安定 (Stabilité) およびその発展に必要な…」に修正するものである。

修正案を説明するために、ペイロールが立ち、家族の重要性とそれを憲法の中に記載することの必要性を強調し、「安定」という言葉は、幸福な家庭を考えさせ、家庭の安定がその幸福の第一の条件であるからとしている。これに対して、委員会の報告官は委員会の多数は家族の安定には反対でないが、この安定は既に、「その自由な発展」ということによつて保障されている。問題なのは、それによつて、離婚が禁止されたと解釈される危険性があるとして反対した。

ペイロールは、離婚の禁止が問題ではないと再反論した。最終的に投票にかけられ、賛成二三九票、反対三二二票で、人民共和派の修正案は否決された。

「二五⁴条」

「すべての人間は、労働する義務および職を得る権利を有する。何人も、その職において、その出生、意見又は信条を理由として、侵害されない。」

ジュセフ・ドゥネが、二五条および二六条を次のように代える

料 修正案を提出した。

「すべて市民は、自己の自由な人間としての生存および家族の生存を確保する労働に対する権利を有する。

この労働において、市民は、その意見又は信条に関する理由のために、退けられたり又は侵害されることはない。」

ドゥネによると、「労働する義務」という表現は、フランス連合の若干の国で強制の手段を連想させ、「職を得る権利」という言葉は、「職」が政府又は公共団体の職を意味するものと考えられ、我々の意図にも、我々の与える能力にも存在しないものを約束しているものである。

委員会の報告官は、強制労働は憲法自身によつて、海外領土に関する条項で禁止されていると反論し、ドゥネは修正案を撤回した。

〔五条〇二〕⁽⁵⁾

「労働の期間および条件は、労働者の健康、尊厳、家庭生活を侵害してはいけない。

年少者 (adolescents) は、その肉体的、知的又は道德的向上を阻害する労働を強制されない。年少者は職業的養成を受ける権利

を有する。」

〔二六条〕⁽⁶⁾

「男女は、自己およびその家族が人間に相応しい生活をするに必要な財源を、自己労働の質と量に従つて、正当な報酬によつて、受ける権利を有する。」

カピタンとド・ローランが、「家族の長たる労働者の報酬は、家族の負担のない労働者の必要生活費と等しいものを、その者に保証しなければならない。」という条項を付け加えることを提案したが、支持されなかつた。

〔二七条〕⁽⁷⁾

「各人は、休息および余暇の権利を有する。」

ドゥネが本文の削除を提案したが、すぐ撤回した。

ポール・ラマディエ (Paul Ramadier) が、二七条の後に、次のような新しい条文を入れることを提案した。

「憲法は、すべての市民に対して、公共団体に留保されていないあらゆる領域において、協同組合 (cooperatives) に結合する権利を有する。」

委員会の意見は、この規定の原則については同じであるが、一七条で結社の権利を認めているからそれで満足されるということであつた。

ラマディエは、結社の権利は、狭い意味では、知的なもので、経済的なものを含まなく、一定の協同組合は固有の結社ではない。ヴィシー時代に、協同組合の自由が禁止された前例があるので、委員会が結社の一般的権利が協同組合的結社にも明確に適用されることについて保証を与えることを要求した。

委員会は、結社の権利が協同組合的結社にも適用されることを明らかにしたので、ラマディエは修正案を撤回した。

〔二八条⁽⁸⁾〕

「すべての労働者は、組合活動によつて、その利益を擁護する権利を有する。

各人は、自己の選択により組合に加入し、又はいかなる組合に加入しなくてもよい。」

ルネ・コティが、「すべての労働者」を、「すべての市民」にする修正を提案した。

ルネ・コティが、委員会に、「労働者」(travailleurs) という言

葉は、被用者 (employés) のみを意味するのか、それとも被用者と使用者 (employeurs) 両方を意味するのかと質問したのに対して、委員会は、労働するすべての者を定義するものとして「労働者」という言葉を使つてゐることは明らかであると答えた。ルネ・コティは、更に、自分にとつては使用者も含むかどうか不明確であると質問したのに対して、委員会の報告官は、使用者も労働している範囲で労働者であると答えた。

報告官が、ここで職業上の利益の擁護が問題なのであるから、職を持ち自己の労働で生活している者しか問題になり得ないことを明らかにしたのに対して、ルネ・コティは、これでは組合権の概念が余りに狭すぎ、使用者も労働者と同じように組合を結成する権利を持つものであるから、「市民」にすべきとした。

この点について投票があり、賛成二二九票、反対三二一票で否決された。

続いて、ジョセフ・ドゥネから、次のような新しい一項を二八条に加えるように提案された。

「すべての組合は、同一の義務 (obligations) に服し、同一の権利を享有する。」

ドゥネは、これによつて組合が排他的なものになつたり、特権

料
を持つたりすることのないようにすると説明した。これに対し
て、委員会の報告官は、これによると例えば、「スト破り」の組
合なども真の組合と同じ権利、同じ義務を持つことになつて、組
合権を認める趣旨がなくなつてしまふことと、又組合選択の自由
は既に二八条二項で認められていと反論した。この修正案は否
決された。

ド・マントンが、第一項の「すべての労働者」を、「すべての
人間」(「out homme」)に修正することを提案し、委員会もこれを
受け入れ、議会でも修正案が可決された。

〔二九条〕⁽⁹⁾

「すべての労働者は、その代表者を通じ、労働条件の集团的決
定、ならびに企業、私的施設(établissmens privés)および公役
務の指揮(direction)および管理(gestion)に参加する権利を有
する。」

「まず、ジョセフ・ドゥネが、二九条を次のようにすることを提
案した。

「労働の体制および条件は、すべての利害関係者の一致によつ
て定められなければならない。」

ドゥネは、委員会草案が立法者を先取りし、公役務機能の条件
をひっくり返そうとしていると主張したのに対し、報告官は、こ
の修正案が労働者を代表する組合組織による集团的契約を禁止す
るものとして反対した。この修正案は否決された。

ピエール・ジュリイが、二九条を次のように修正することを提
案した。

「職業的組織の範囲内で、すべての労働者は、その代表者を通
じ、労働条件の集团的決定に参加する権利を有する。

企業において、主導権と責任は、自己の職務の範囲内で、その
権能、その能力、なされる役務およびこむる危険を考慮して、
使用者、管理者、労働者の各々に与えられなければならない。こ
れらの原則の適用の様式を定めるのは、職業的組織に属する。」

ジュリイによると、労働条件の決定への労働者の参加と、企業
の共同管理は異つた二つの問題であり、修正案はこの二つの問題
を明確に区別したものである。委員会は反対し、議会でも否決さ
れた。

ルネ・コティは、二九条を次のように改めることを提案した。

「企業、私的施設又は公役務に雇われている、すべての労働者
は、その代表者の組織によつて、労働条件の集团的決定、および

法律がその可能性を認める場合には管理機能に参加する権利を有する。」

この修正案と、委員会草案との違いは、企業の「指揮」という言葉がなくなっていることと、法律によつて認められている場合としてのことである。ルネ・コティによると、企業の指揮には責任を伴い、責任は一つであるから、指揮は一つでなければならぬのである。

これに対する委員会の考えは、この修正案は、指揮への参加をなくすることによつて実際には管理への参加もなくなっていること、および、「法律がその可能性を認める場合には…」として法律をもち出すことによつて、実際にはすべての保障をないがしろにするものであるとして反対した。

ルネ・コティは、新たに「指揮」という言葉を削除することだけの修正を提案したが、否決された。

〔三〇条〕⁽⁹⁾

「爭議権は、それを規制する法律の範囲内において、すべての者に認められる。」

ジョセフ・ドゥネが次のような修正案を出した。

「爭議権は、公務員を除くすべての者に対して、法律によつて定められる条件で認められる。」

この修正案は公務員を明白に除外しようとするものであるが、これに対して委員会の報告官は、人権宣言は普遍的なものであり、公務員に対して例外を規定することはできなく、また、公務員の機能を保障する必要性があるなら、「法律の範囲内」という規定があるから、法律がそれを保障する可能性をもっているとして、修正案に反対した。この修正案は否決された。

三月二日の午後の会議では、以下のように審議された。

〔三一条〕⁽¹⁾

「年令、肉体的又は精神的状态、経済的事情によつて、労働できない人間はすべて、公共団体 (collectivité) から、適当な生活手段を得る権利を有する。」

この権利の保障は、社会保障の公的機関の設置によつて確保される。」

アンドレ・ミュテル (André Mutter) が自由共和派を代表して、三一条第一項に、「もし彼自身の財源が適当な生活手段を確

料 保するのに不十分である場合には、」という言葉を加えるように

提案した。報告官から、修正案の趣旨には賛成だが、これをつけ加える必要なしとの発言があり、修正案は撤回された。

更に、ミュテルは、三二条第二項の「公的」(Public)という言葉

を削除するように提案した。
ミュテルは、社会保障の領域においても、国が私的主導権に代わるべきでなく、私的機関が連帯を実現するようにさせることを主張した。これに対して、委員会は、この権利は私的機関によつてなし得るものでなく、国が保障すべきであると反論した。この修正案についての投票は、賛成二〇六票、反対三四四票で否決された。

〔三二条の二〕⁽¹²⁾

憲法委員会は、新たに、次のような三二条の二を提案した。

「公的災害により、人および財産に生じた損害は、国によつて負担される。共和国は、その結果生ずる負担につき、すべての者の平等と連帯を宣言する。」

報告官は、更に、委員会が、「公的」という言葉を、「国家的」に代えることを提案した。

ビエール・クーランはすでに次のような修正案を提出していた。

「戦争により、人および財産に生じた損害は、国によつて負担される。共和国は、戦争の負担につき、すべての者の平等と連帯を宣言する。」

デロンソルベが次のような修正案を提出した。

「祖国のために血を流し、病にかかり又は病を悪化させ、死んだ、すべてのフランス人又はフランス連合の構成員は、自身又は家族の損害の賠償を受ける権利を有する。

讓渡および差押のできないこの賠償は、決して報奨(rempeut)の性質をおびるべきでなく、あらゆる外的考慮を排して与えられなければならない。」

デロンソルベの提案は、賛成一〇一票、反対四一六票で否決され、委員会案が可決された。

この後、ジャック・バルドウ(Jaques Baridou)他二名が、三二条の二の後に、次のような新しい二条を入れることを提案した。

「農民および職人は、その職業的自由および社会保障のために、労働者と同様の保障を受ける権利を有する。」

農民が、家族労働および唯一人の使用人又は奉公人によつて耕作している土地、職人が、家族労働および唯一人の使用人又は奉公人によつて経営している工場は、労働の用具である。労働の用具として、これらは、分割および差押できない。」

これについて、委員会の報告官は、二五条と三〇条は労働者一般を扱つており、農民や職人にも適用されるから、彼等に特別の規定をもうける必要はないと反対した。

提案者から農民と職人についての規定の必要性が主張されたが、最後に、議長から、これは家族財産の譲渡と差押についての法律を大きく変えるものであるとの助言を受け入れ修正案を撤回した。

〔三三條〕⁽¹³⁾

「所有は、法律によつて各人に保障された財産を使用、収益、処分する不可侵の権利である。

何人も、適法に確認された、公共の利益を理由として、法律に従つて定められる正当な補償の条件による以外は、それを奪われない。」

所有権を規定した三三條については、人權宣言の各条文のうち

で最も長い議論が展開された。本条については四つの修正案が出された。

第一のは、ジャック・バルドウ、ポール・アルチュエ(Paul Artyeu)、クロードイウス・デロルム(Claudius Delorme)によるもので、第一項を次のようにしている。

「所有は、各人が、他人の自由および共和国の法律を尊重して、自己の労働の成果および貯蓄の予備品(道具、動産および不動産)を使用し、処分する不可侵の権利である。」

アンドレ・コラン(André Colin)を代表とする人民共和派提出の第二の修正案は、同じく第一項を次のようにしている。

「所有は、財産を使用、収益、処分する神聖不可侵の権利である。各人は、労働と貯蓄によつて所有権に到達できる。」

第三は、フレデリック・デュボンを代表とする自由共和派によるもので、第一項が次のようになっている。

「所有は神聖不可侵の権利である。所有は、各個人が、自己の労働および貯蓄の成果たる財産を、意のままに収益し、処分する権利である。」

ジェセフ・ドゥネによつて提出された第四のは、三三條、三三三條を次のような一條にしている。

「すべての市民は、自己の所有権を圧制の手段、他人の労働の正当な成果の掠奪の手段にしないことを条件として、財産、収入、労働の成果および貯蓄を意のままに収益し、処分する権利を有する。

何人も、適法に確認された公共の利益を理由としない場合には同意および裁判所によつて定められた、正当かつ事前の補償金なしには、その所有の最小の部分をも奪われない。」

この他にルネ・コティが、三二条一項の「法律によつて各人に保障された財産」を、「法律に従つて獲得された財産」にすることを提案した。

まず、第一の修正案について、バルドウが説明に立つた。

バルドウによると、委員会草案は、共産党草案と社会党草案を基礎としており、所有権については不安定で、一時的な概念を持つている。第一項は、将来の立法者に対して、財産の決定についても、保障の範囲についても、いかなる義務も課していないから、立法者は相続権を制限することも、不動産所有を制限することもできる。バルドウの修正は、まず、立法者に、公共の利益による収用の場合以外は、個人的所有を制限する権利を与えないようにすることである。また、委員会草案は一七八九年宣言の所有

権についての伝統を考えていない。

第三の修正案について、フレデリック・デュボンが立つた。

この修正案は、「法律によつて保障された」という言葉を削除しただけであるが、彼によると、この差が重要なのである。どういふ財産の所有権が不可侵であるかを立法者に決定させることは、特に重大かつ危険であり、憲法で制限的に列挙すべきである。また委員会草案は、共和主義的伝統と歴代のフランス憲法に反するものである。

これらの修正案に反対し、委員会草案を擁護するためにピエール・エルヴェが立つた。

エルヴェによると、委員会の選んだ所有権に対する定義は、民法典の定義からとつたものであるから、かなり穏やかなものである。所有権は、民法典および判例において、条件的な権利として考えられている。

委員会草案が将来の立法者に所有権の制限について裁量権を与えているとの批判に対しては、ドゥネ修正案においても、何が圧制の手段か、何が他人の所有権の侵害かを決定するのは法律であり、バルドウ修正案においても、「共和国の法律を尊重して」と法律ができてきている点は同じでないと反論している。

ルネ・コティが、「法律によって保障された財産」を、「法律に従って獲得された財産」にすると提案しているが、独占は現在まで法に従って形成されてきたものであるから、このように修正すると我々にはや独占に手を触れることができなくなるとして反論した。

委員会が所有権をこのように制限したのは、法律の中に表明された国民意思が、トラストと独占の経済的統合に対して中小の所有を擁護する手段であるからなのである。また、我々の意見では、所有は一つの社会的制度であり、一連の哲学者、立法者……である。

「法律によって保障された」という言葉は、所有は自然権であり、あらゆる社会に先立つものであるという考え方と、所有は社会的制度であると考え方の二つの哲学的観念のどちらかを選択させるというものではない。「保障する」という言葉は、この二つの観念の両立を可能にする。このどちらの観念をとつても、所有権が効果的であるためには、法律によって保障されなければならない。

我々は、労働者、プロレタリアートを代表するものであるが、同様に、独占とトラストに苦しんでいる一連の小所有主、小職

人、小産業者をも代表する。

更に、補償について、一七八九年宣言にある「事前の補償」(préalable indemnité)を入れなかったのは、国の再建に必要な取用をより容易にするためであると説明している。

人民共和派の修正案を弁護するために、コストロフローレが立つた。

コストロフローレによると、人民共和派は、委員会草案の作成に重要な役割を演じた理念には同意するが、これが重大な混乱を惹き起す危険性をおそれている。所有権については、所有権の定義と、その結着という二つの問題があり、これが明確に区別されていない。人民共和派の修正案は、三二条一項で所有権の定義をし、その結着は委員会草案の三三条である、我々の修正案は、所有権に正確な定義をし、不明確な方式の下で矛盾した解決を隠す危険性をなくし、法律によって保障された財産のみが問題であると主張して所有権に重大な侵害をもたらすことのないようにすることを目的としている。この修正案の主張は、所有権の正当な定義をすること、何人かの特権がもはや存在せず所有権がすべての者に行き渡ること、所有権がその権利者が果すべき義務を持つ個人的機能と社会的機能を持つことの三つである。

ついで、ジョセフ・ドゥネが彼の修正案の説明に立った。

この修正案は、フレデリック・デュボン、コストロフローレ、ジャック・バルドウの主張と同じ精神によるものである。

「法律によって各人に保障された」という言葉は、法律によって、大きな不動産、非常に重要な富のみならず、中小の所有、中小の産業をも害することが可能である。所有権行使の制限については、「自己の所有権を圧制の手段、他人の労働の正当な成果の掠奪の手段にしないことを条件として」に表わされており、これはまず、経済的独裁、濫用された独占とトラストの断罪である。

第二項の補償については、「同意なしには」という言葉を入れ、「事前の」補償の必要性を強調している。

また、三三条の独占の公共団体化については、このような規定は人権宣言に入れる必要なく、立法者にまかせるべきものである。

続いて修正案に反対するため、社会党のアレスラポック (Ares-Lapouque) が演説した。

アレスラポックによると、所有権については二つの概念がある。一つは、ドゥネ等が擁護した所有が市民法に先行し、優越するという概念で、もう一つは、委員会草案三二条と三三条のよう

に、所有が公共の利益において人民主権によって確立されたという概念である。一七九一年および一七九三年の人権宣言のように所有を自然権とすることは誤りであり、パスカル、ボツニュー、更には、聖トマス・アキナスの中に、所有が社会権であることをいかに理解するかが見い出される。

一七九一年憲法の靈父 (Dette spirituel) たるモンテスキューの中に、同じ意見を見い出すことができる。モンテスキューは、自然権に由来する自由と、社会権に由来する所有を明確に区別している。

ミラボーは、「法律のみが所有を構成する。」と云っている。最後に、ロベスピエールの「所有は、各市民が法律によって保障された財産の部分を享有する権利である。」という公式を引用しよう。

従って、所有は際限なき変遷における一つの社会的事実である、という事実は正確である。勝ち誇ったブルジョアジーが一七九一年の宣言の誤った概念を利用したことを知らなければならぬ。民法典五四四条は、この概念を再び取り上げたのである。この民法典の法概念は、まず判例によって破られた。権利濫用の概念によって、民法典の概念は明らかに侵害されたのである。更に

資本主義社会の発展により、所有権が制限されるようになった。所有権を根本的に修正したのは組合活動である。組合活動は雇主をして衛生と安全の措置をとらせるようになり、また一定の範囲で労働者が企業のコントロールと管理に参加できるような法律も可決された。

我々が所有権を神聖不可侵として承認するのは、それが、個人的労働の正常な成果であり、ゲードの言葉に従うと、「所有と労働の間の離婚」がない場合である。所有権の行使がその目的に合っていない場合は、法律がそれを修正できるし、又しなければならぬ。所有権はまた国の独立を脅かしてはいけない、ここに国有化と社会化の問題がでてくる。

更に、所有は万人の福祉の一要素であり、従って、明日の社会を特色づける経済計画を見逃すことはできない。最後に、不確定であるが、不可避的な将来において、労働が商品でなくなる時が来るのであり、そこでは、所有を労働の新しい条件に適合させなければならぬ。

話は再び、アンドレ・コランによる人民共和派の修正案に戻った。

報告官は、委員会が、この修正案の後半の「各人は、労働と貯蓄によって所有権に到達できる。」を取り入れて、「すべての人間は、労働と貯蓄によって所有権に到達できる。」を第一項に付け加え、その代りに、人民共和派が三二条一項を承認することを要求した。

これに答えて、人民共和派のコストロフローレは、「法律によって保障された財産」という言葉が所有権に対する重大な侵害を隠していないことが明らかにされれば、修正案を撤回すると宣べた。

報告官が委員会の観点を説明した。

草案を作成するにあたって委員会が影響を受けた原則は、一定の財産に対する所有権は自由の保障であり、あらゆる創造的活動に不可欠の条件であるということである。これはとりわけ、一身の又は家族の性格を持った使用財産と労働用具の場合である。他方一身の労働の正常の産物についての所有権が各人に保障されることは最も基本的な正義に合致することである。しかしながら、これ以外の財産に関しては、自由の保障である代りに、しだいに圧制と搾取の道具になってきている。

「法律によって各人に保障された財産」については、これを削

除するということは、あらゆる財産に対してたとえ、疑わしい案件で獲得された財産でさえ、所有権を保障しようとするのである。

最後に、所有権についての議論の中に、しばしばロベスピエールの名が援用されたが、彼は所有権について演説の中で、「所有とは、各市民がもっている、法律によって彼に保障された財産の部分を受益し、処分する権利である」と規定している。委員会は、このロベスピエールによって提出された正文をそのまま取り上げたものである。

コストロフローレが再び立つて、我々は所有権について、一七八九年の公式を再び取り、それによって所有権は人間の消滅することのない自然権であると主張するものであるから、「法律によって保障された」という言葉では、我々の不安を和らげるところを増すばかりである。従って、修正案を維持しなければならぬ。

ここで、民主的・社会主義的抵抗派から投票の要求があり、まずルネ・カピタンが自己の投票の説明に立った。

カピタンは委員会の報告官がなした三三二条の解釈に強く反対した。カピタンによると、三三二条は実際には一七八九年の正文と同

じものなのである。報告官は三三二条で、立法者が一定の所有を補償なしで禁止する可能性を持っていると主張するが、これでは一七八九年宣言の一七条による保障を無にするものである。もし三三二条がこのように解釈されるなら、委員会草案に反対であるが、委員会草案が一七八九年の原則を維持していることを条件としてそれに賛成であることを明らかにした。

ここで委員会の報告官および委員長は、三三二条が現実の実定法で認められているような所有権を宣言しようとしたものであることを確認した。

ついで、ルネ・コティが、「法律によって保障される」ところの法律が、当該財産を取得した時に効力がある法律か、それとも財産を奪おうとする時の法律かを質問したのに対して、報告官は、三三二条二項および一七八九年宣言をみれば明らかであると答えた。

ここで、人民共和派のコストロフローレが立ち、もし「法律によって保障された」という言葉が現実には効力のある実定法にいかなる侵害ももたらさないから、私の修正案はもう目的がなくなつたので撤回すると発言した。しかし、コストロフローレは、このように曖昧で、結局は何も云っていない用語を人権宣言に導入す

ることは拙い方法であると皮肉った。

人民共和派の修正案が撤回されて、三つの修正案が残ったが、フレデリック・デュポンは、「法律によって保障された」という言葉の危険性を訴えて、投票を要求した。この三つの修正案について投票があり、賛成六四票、反対三一一票で否決された。

次に、ルネ・コティの「法律によって各人に保障された財産」を、「法律に従って獲得された財産」に代える修正案の審議に移った。

ルネ・コティは、フランスの経済活動を再建するためには貯蓄が必要であり、このためには適法に取得された所有が尊重されることが必要であることを強調した。所有権に憲法上の保障が必要であるとした。

共産党のピエール・エルヴェはコティの修正案に反対し、もしコティの文言が採用されたら、歴史のある時期では奴隷が法律に合致していたのであるから、それを変えることはできないし、更に、ドイツ占領下ではヴィシー政府の法律に従って取得された財産があり、それも変えることができないと反対した。このヴィシー政府の法律については、これは法律ではないと、エルヴェを非

難する声も強くあがった。委員会の正文は所有権についての立法と実際の概念を表明したもので、労働と貯蓄に基く所有に対するいかなる脅威も存在しないとして擁護した。

このあとルネ・カピタンが立ち、コティの「法律に従って取得された財産」は、委員会草案の「法律によって保障された財産」ということと根本的には何等異ならず、ただそれを明確にしたものであるから、この修正案に賛成すべきであると宣べた。

コティ修正案について投票の請求があり、コストロフロレがまず投票についての意見を陳述し、人民共和派が、「法律によって保障された財産」という表現に与えた意味は、「法律に従って取得された財産」と同じ意味であり、この論争を終らせるために、この修正案に賛成すると宣べた。

ついで、エドヴァール・ドゥブルールが社会党の立場を説明した。我々は憲法の中に社会主義をもち込むことを望まなかった。フランスばかりでなく、あらゆる憲法の歴史は、本質的に相対的であり、修正され得る所有権発展の歴史である。我々は労働と貯蓄に基く所有権の絶対的尊重を要求し、圧制的な資本主義的所有を断罪し、それを集産主義的所有体制に変革する可能性を留保する。

料 コテイの修正案について投票があり、賛成二三三票、反対二九

六票で否決された。

資 このようにして、三二条第一項が採択された。

続いて、三二条第二項の審議に移り、三つの修正案が提出された。

第一は、フレデリック・デュボンを代表とする自由共和派のものである。

「何人も、適法に確認された公共の利益 (utilité publique) を理由とし、かつ事前の正当な補償によらなければ、その所有の最小の部分も奪われない。」

第二の修正案は、ジョセフ・ドゥネの以下のようなものである。

「何人も、適法に確認された公共の利益を理由とし、かつ裁判所によって定められた事前の正当な補償によらなければ、その同意なしにその所有の最小部分をも奪われない。」

第三は、ピエール・ガレ (Pierre Garel) を代表とする多数の人民共和派の議員によるもので、二項の「正当な補償」を、「事前の正当な補償」に改めるものである。

いずれも「事前の補償」を認めようとするものであるが、第一の修正案の提案者、フレデリック・デュボンは、とりわけ現在のよくな貨幣価値の不安定な時期に、事前の補償が必要なことを強調した。

この点について、委員会の意見は、事前の補償は実際上放棄されており、この放棄は判例によって認められている。判例が失効を認めた規定を復原することはできないということである。

これら三つの修正案についての投票があり、賛成二五三票、反対二九三票で否決された。三二条は全体として採択された。

〔三三三〕

「所有権は、社会的効用 (utilité sociale) 又は他人の安全、自由、生存又は所有を侵害するように行使され得ない。

その運営が公役務又は事実上の独占の性格を有し、又は取得したすべての財産、すべての企業は、公共団体 (collective) の所有にならなくてはならない。」

この第一項については何等の反対もなく採択された。

第二項については、フレデリック・デュボンをはじめとする自由共和派の議員から、次のような修正案が出された。

「公産 (domaine public) の維持、内部および外部的安全に

協力する役務の直接的管理の他に、国家の本質的的使命は、国の骨組を形成する経済的、社会的諸力の活動を調整することである。

国家は、これら諸力の紛争を調停し、個人の自由と国の独立の保障たる、これらの均衡に注意する。

公権力は、圧制の脅威を構成する産業又は人物の集中を予防することを、本質的任務とする。その量によって、経済的均衡を害する性質の諸制度は、それらを、競争自体が生みだされる条件と同様の条件に再び置くために、公権力のコントロールに服せしめなければならない。

いかなる場合においても、国家は、それらの制度を自分の物にするように、基礎づけられない。」

この修正案について、フレデリックデュボンは次のように説明している。

我々は事実上の独占の迅速な廃止の信奉者であるが、ただ、もう一つのトラストである国家によつてそれを置き代えて、それを廃止する手段以外のものをとる。委員会草案は、事実上の独占の消滅と国家によるその財産の収用を同一視している。

我々は近代国家の定義を見い出そうと努力したが、我々の考え

るところによると、自由と権力、合理的行政と個人の神聖な権利、革命期の要求と永遠の教えの神聖な原則の間に、幾つかの定點があり、我々の望みはこれらの定點の調和を保証することだけである。ここから前述のような規定がでてきたのである。我々は全体主義的国家に反対する。

この修正案に対して委員会は反対し、議会でも否決された。続いて、ルネ・カピタンが三三二項を次のように改めることを提案した。

「事實上、又は法上の独占の恩恵に浴するすべての企業は、公役務で運営されなければならない。」

カピタンの説は次のようである。

この修正案は、委員会の正文の根本を修正するものではなく、それに否まれている形式と法的概念をより明確にする目的を持っている。三三二項でいう国有化の問題は、二つの間をもたらしている。一方は、何時国有化が生ずるかであり、もう一つは、国有化の方式はどのようなものである。

第一の間について、委員会の正文は、事実上の独占と公役務を有するものとしているが、独占の概念については明確であるけれども、公役務の概念は曖昧で、国家が国有化した場合に公役務が

料 存在するのであるから、委員会の正文は、「国有化が存在する

場合、国有化が存在する。」と云っていることになる。そこで公
役務は削除し、独占も、事実上の独占のほかは法上の独占を加え
る。

第二の問について、委員会草案は、国有化は必ず収用を伴うこ
とを示しているが、立法者に収用するか、公役務体制に企業を服
しめるかの可能性を残し、必ずしも収用を伴わないような規定に
するのが良い。そこで、「事實上、又は法上の独占の恩恵に浴し
ているすべての企業は、公役務で運営されなければならない。」
というように修正したのである。

この公役務を除外することに対して、委員会の報告官は、例え
ばフランスの鉄道のように幾つかの会社が存在する場合は、その
運営が公役務の性格を持っているが独占ではない。このような企
業は国有化すべきであると委員会の多数意見は考えるから、この
修正案に反対であることを明らかにした。

この修正案は否定された。

次に、アンリ・ルイ・グリモー (Henri-Louis Grimaud) およ
び人民共和派の大多数の議員による、三三条三項の「公共団体の
所有にならなければいけない」を、「特殊利益に仕えることを止

めなくてはいけない」に代えるよう提案された。

グリモーによると、一定の財産、又は企業を国有化することに
は問題ないが、独占、又は公役務の性格を有するものを一率に公
共同体の所有にするのではなく、立法者に公役務の満足に最も適
当な解決をはかる可能性を与えなければならぬ。そこでこの修
正案のようにより広い規定にしたのである。

これに対して委員会の反論は、個人の所有でなくなることは、
公共団体の所有になることを意味し、委員会の正文が、「公共団
体の所有」という表現を用いて、「国家の所有」にしなかったの
は、国家的役務か、地方的役務か、又はその他の役務かのいずれ
が問題になっているかを、公共団体が決めることになっているか
らである。

更に、報告官が個人の所有でなくなったものが公共団体以外の
何に属するか、との問に対して、人民共和派のド・マントンは、
協同組合的所有 (propriété coopérative) と答えた。

同じく人民共和派のロベール・ルクール (Robert Lecourt) が、
国有化企業に与える形式を決めるのは将来の立法者の自由である
と主張したのに対して、共産党のエチエンヌ・ファジョン (Etienne
Fajon) は、委員会の正文は、事実上の独占が国に返還されなけ

ればならない、とした国民抵抗評議会 (C・N・R) のプログラムの適用であることを換起した。報告官も、委員会が国民抵抗評議会の「国に返還させなければならない」という公式を受け入れたことを明らかにした。

このグリモーの修正案は否決された。

ついで、アンリ・ジョアソン等三名から、「公共団体の所有にならなくてはいけない」を、「公共団体の所有になることができる」とし、そのあとに次のような一項を入れることを提案した。

「しかしながら、市民に対して、教育・礼拝・出版・情報・言論の自由についての権利行使を可能にする目的を持った財産又は企業は、義務として公共団体による収用の対象になることは決してない。」

しかし委員会が反対し、この修正案は撤回された。

このあと議長から、委員会から三三三条二項の「公役務」を、「国家的 (national) 公役務」に修正するように提案があったことを述べ、これが採択された。

最後に、自由共和派から、三三三条の後に、次のような新しい一条を挿入するよう提案された。

「国の繁栄の水準を最大限に上げるために、政府によって決め

られる一般政策の範囲内で、その生産および財政計画を、そのみの責任の下で、遂行することは企業に属する。公権力の制裁をもって、この責任を果す条件および商業的規律を定めるのは職業組織に属する。」

同じく、デロンソルベが提案したのは次のような新しい一条である。

「自然的資源および富は、社会に属し、公役務を構成する。

社会のみが、それらを、公共団体の最大の福利のために、整備し、運営し、分配する権利と義務を有する。」

しかし、この二つの修正案は撤回された。

〔三四条〕⁽¹⁶⁾

「公的出費 (dépenses publiques) への各人の参加は、累進的であり、家族の負担を考慮して、財産および所得の重要性に従って算定されなければならない。」

これについては三つの修正案が提出された。

第一のは、エリオを代表とする急進社会党からのもので、次のような一項を三四条の最初に入れるものである。

「すべての市民は、自身又は代表者を通じて、公的負担 (contribution publique) の必要性を確認し、自由にそれに同意し、そ

資料の使用を見守り、その割当額、基礎、徴収および期間を決定する権利を有する。」

資 第二のは、バルドウ等三名によるもので、次のような一項を三四条の最初に入れるものである。

「市民は、自身又は代表者を通じて、公的負担の必要性を確認し、自由にそれに同意し、その使用を見守る権利を有する。」

ドゥヴェーズ (Devèze) およびブランデル (Brandel) によつて提案された第三のは、三四条一項の前に、次のような新しい一項を挿入しようとするものである。

「市民は、自身又は代表者を通じて、公的負担の必要性を確認し、自由にそれに同意する権利を有する。」

これらの修正案に対して、委員会の報告官は、これでは予算が全市民の同意を得なくてはならなくなるとして反対し、三つとも撤回された。

ドゥヴェーズ修正案の第二項は次のようになっている。

「各人の参加は、その資産に従つて定められなければならない。それは、とりわけ、家族の負担を考慮し、生活を確保するに不可欠の所得の部分を侵害してはいけない。」

ドゥヴェーズは、「累進的」という言葉は、間接的に累進的で

ないとこの間の間接税の廃止を含んでいるから、「その資産に従つて」にしたことを説明した。これに対して、報告官は、たとえ間接税の形式においてでさえ、累進性がすべての負担に適用されることを明らかにした。

この修正案は否決された。

続いて、ジョセフ・ドゥネが、次のような三四条の修正案を出したが、これも否決された。

「各人は、家族の割合に従つて評価された、その資力に比例した公的支出に参加しなければならない。」

ルネ・カピタンとド・ローランが、三四条を次のように修正することを提案した。

「公的出費への各人の参加は、家族構成員の数を考慮して、もし家族構成員が独立している場合、彼等に課される以上に課されないように、財産および所得に従つて算定されなければならない。」

ルネ・カピタンは、将来の立法者により明確な指示を与え、人権宣言の中に租税の前の平等の原則を宣言するのが良いと考えたからと説明した。これに対して、報告官は、これについては委員会の正文が満足を与えており、ここで租税法典を論ずることはで

きないとして反対した。

人民共和派から投票の請求があり、賛成二六四票、反対二八四票で否決された。

〔三五条〕⁽¹⁶⁾

「何人も、その尊厳に反し、その性別、年齢、皮膚の色、国籍、宗教、意見、人種の出生、又はその他のために、その搾取を可能にする、経済的、社会的、又は政治的劣位の状況に置かれることはない。

右の規定に反するあらゆる宣伝は、法律により処罰される。」

これはそのまま採択された。

〔三六条〕⁽¹⁷⁾

「本宣言に定められた諸権利の保護、民主的諸制度の維持および社会的進歩は、すべての者がその義務を認め、これを果すことを要求する。市民は、共和国に奉仕し、その生命をかけて共和国を擁護し、国家の負担に参加し、その労働によって公共の福利に協力し、友愛的に助け合わなければならない。」

まず、パスカル・コッポーが本条の削除を提案したが、撤回した。

ジャック・バルドウ等三名による、次のような修正案が出され

た。

「諸権利および諸自由は、もしそれらに含む義務が認められ、実行されなければ、存在することも、持続することもできない。権利は絶対ではない。義務は絶対たり得る。」

1. フランスは、一つの土地、一つの歴史、一つの文明である。

すべてのフランス人は、この土地を擁護し、この歴史を持続し、この人間主義を広めなければならない。

2. フランス人は、解放、即ち、言論と思想、努力と犠牲における自由で卒直な勇気を意味する。

3. 国は、基礎として家庭を、骨組として職業を有する。職業人たる家庭の父、および家庭の母は、言葉の全き意味において、市民である。

4. 労働は権利というより義務である。男の職業に貴賤はない。不名誉なことは、たとえそれが何であれ、その専門において、技術的、道徳的に拙劣な労働者であることである。

5. 人間労働の本質的任務である、耕作および収穫は、同時に豊かなイメージと生きな規範である。各人は、その土地を耕し、その収穫を行なう義務を有する。すべての家庭は、国家資本の一部分の所有主にならねばならない。

6. 地方又は国家におけると同様、市町村又は県において、本質的には一時的職務である公職は、特別待遇としても、褒賞としても、所有としても考えられてはならず、ただ義務として考えられる。

7. 何人も、もし自由にかつ宗教的に、道德的、公的法律の保持者でなければ、善人ではない。公然と法律に違反し、その制裁を受けることなしに、策略又は芸当によつて法律の網の目をくぐる者は、すべての者の利益を犯している。」
この修正案は否決された。

- (1) Débats, p.p. 869, 870.
- (2) Débats, p. 870.
- (3) Débats, p.p. 870-878.
- (4) Débats, p.p. 878.
- (5) Débats, p.p. 878, 879.
- (6) Débats, p. 879.
- (7) Débats, p. 879.
- (8) Débats, p.p. 879, 880.
- (9) Débats, p.p. 880, 881.
- (10) Débats, p. 880.
- (11) Débats, p.p. 950, 951.
- (12) Débats, p.p. 951-954.

- (13) Débats, p.p. 954-968.
- (14) Débats, p.p. 968-971.
- (15) Débats, p.p. 971-972.
- (16) Débats, p. 972.
- (17) Débats, p. 972, 973.

五、第一次憲法制定議会の論議の問題点

以上のように要約した議会の論議の主要な問題点を整理すると、次のようになる。

(一) 新しい人権宣言全体に対する各議員の態度は、一七八九年人権宣言との関係をどのように考えるかによつて明らかにされている。前述したように人権宣言に対する二つの観念を、ルネ・カピタンは、「人権宣言が客観的価値を持ち、一七八九年に宣言したような永久不滅の真理を表わしている」という考え方（人民共和派・急進社会党、民主的・社会主義的抵抗派等）と、「人権は純粹に相対的な観念である」とする考え方（社会党、共産党）に分けているが、この二つの傾向の差異が各議員の発言に表われている。しかしながら前者においても、新しい経済的、社会的状況に対して一七八九年の宣言を補完する必要性は当然のこととして認めており、それを、カピタンは、「一七八九年の宣言を修正したり、そこに他の原則または他の権利を挿入するのではなく、ただわ

れわれの時代により良く適合させ、これらの原則の新しい適用を公式化するために、これを補充しなければならぬ」と述べている。これに対して、左翼も、社会党と共産党の間にニュアンスの差はあるけれども、一七八九年の宣言が人間解放の第一歩であり、現在においてもその精神は重要であることを認めており、この点は、ドゥブルの「一七八九年の精神に忠実であることは、一七八九年の公式を繰り返すことではない。それは、人権宣言を現実の状況にとりわけ、婦人と労働者の権利に適合させることである。」という発言にも良く表われている。従って、人権宣言について、二つの観念、二つの傾向が対立していたが、現在における人間解放のために人権宣言を作成するということについては、お互いに共通の地盤が存在していたということが出来る。

(二) 家族については、人民共和派および右翼が「婚姻に基く家族」、「家族の安定」を、重要な社会的基礎として強調した。

(三) 組合権について、権利を有するものが、「すべての労働者」から、より広い「すべての市民」に修正された。

(四) 所有権については、人権宣言の条項中最も議論の多かったものがあるが、人権宣言についての二つの観念が所有権の定義をめぐって最も鋭く対立したのである。一方が、所有権を神聖不可

侵な自然権とするのに対し、他方は、法律の制限内で認められる権利、あるいは社会的機能にすぎないと考え、この対立が、委員会草案の「法律によって保障された財産」という言葉をめぐって表われたのである。「法律によって保障された財産」に対する人民共和派等の反対は、これは将来の立法者に大きな裁量を与え、所有権の保障が曖昧で不明確になるという理由である。しかし最終的には、人民共和派の修正案の後半の「各人は、労働と貯蓄によって所有権に到達できる。」を、委員会が取り入れ、また、人民共和派が「法律によって保障された」という言葉を、現行法にかなる侵害ももたらさないと理解し、妥協が成立したのである。

所有権の収用についても、人民共和派等が「事前の正当な補償」を要求したが、社会党と共産党の主張通り、「正当な補償」だけになった。

(四) 中小の所有を圧迫する、独占企業の廃止、トラストの廃止については、議会の共通意識になっていたが、それを、委員会草案のように一率に公共団体の所有にすることについては、人民共和派等が強く反対し、国をできるだけ調停者としての役割にとどめようとした。

料 六、一九四六年四月憲法草案と「社会的・経済的権利」

一九四六年四月憲法全体に対する投票は、四月一九日に行なわれ、賛成三〇九票、反対二四九票で可決された。共産党と社会党が賛成し、人民共和派、民主的・社会主義的抵抗派、急進社会党、自由共和派等が反対した。

五月五日に、国民投票にかけられ、賛成、九、四五四、〇三四票、反対、一〇、五八四、三九九票、棄権、五、二六二、〇四三票で否決された。

この国民投票による否決から、人権宣言について二つの結果が明らかになった。⁽¹⁾まず第一に、一七八九年の原則および自由主義的精神に対する愛着が予想以上に強かったことである。多くの選挙人から最も疑われたのは、所有権、出版の自由に対する一七八九年の原則の修正又は新しい解釈についてである。第二には、人権の婦人、フランス連合住民への拡大、労働者および経済的弱者のために宣言された新しい権利は、草案の反対者でも賛成していたことである。

このようにして、一九四六年四月一九日憲法は、草案としてのみ残ることになった。ペルーは、この憲法について、「われわれは、歴史が『シロンド憲法』を保持してきたように、『四月一九

日憲法』を保持していくかどうかは分らない。両方共、草案として問題になるだけであったが、完全に作成された草案は、たとえ実定法の裁可 (sanction) を受けなくとも、学問的価値および歴史の価値を失うものではない。⁽²⁾と書いている。

確かに、この憲法は、各種の社会権を、「社会的・経済的権利」のタイトルの下に明確に認めたものであり、後の一〇月憲法と共に、社会国家的人権宣言の代表的なものとして非常に重要である。

この人権宣言は、第一款「自由」(一条〜二一条)に続いて、第二款「社会的・経済的権利」が二三条〜三九条まで規定されている。⁽³⁾

(1) 社会保障を受ける権利

「すべて人間は、社会に対して、その一身の完全および尊厳において、その肉体的、知的、道徳的な全面的向上の保障を受ける権利を有する。

法律がこれらの権利の行使を組織する。」(二三条)

「妊娠後の健康の保護、あらゆる衛生措置および科学が可能にするあらゆる治療の利益は、すべての者に保障され、國によって確保される。」(二三条)

「国は、家族に対して、その自由な発展に必要な条件を保障する。」

国は、立法および適切な社会制度により、すべての母子を等しく保護する。

国は、婦人に対して、その母親としての役割およびその社会的使命を果し得る条件において、市民および労働者としての職務の行使を保障する。」(二四条)

「年令、肉体的または精神的状態、経済的事情によって、労働できない人間はすべて、公共団体 (collectivité) から、適当な生活手段を得る権利を有する。」

この権利の保障は、社会保障の公的機関の設置によって確保される。」(二三条)

「公的災害により、人および財産に生じた損害は、国によって負担される。共和国は、その結果生ずる負担につき、すべての者の平等と連帯を宣言する。」(二四条)

(四) 労働に関する権利

「すべての人間は、労働する義務および職を得る権利を有する。何人も、その職において、その出生、意見または信条を理由と

して、侵害されない。」(二六条)

「労働の期間および条件は、労働者の健康、尊厳、家庭生活を侵害してはいけない。」

年少者は、その肉体的、知的または道徳的向上を阻害する労働を強制されない。年少者は職業的養成を受ける権利を有する。」(二七条)

(二七条)

「男女は、自己およびその家族が人間に相応わしい生活をするに必要な財源を、自己の労働の質と量に従って、正当な報酬によって受ける権利を有する。」(二八条)

「各人は、休息および余暇の権利を有する。」(二九条)

「すべての人間は、組合活動によって、その利益を擁護する権利を有する。」

各人は、自己の選択により組合に加入し、またはいかなる組合に加入しなくてもよい。」(三〇条)

「すべての労働者は、その代表者を通じ、労働条件の集団的決定、ならびに企業の管理に参加する権利を有する。」(三一条)

「争議権は、それを規制する法律の範囲内において、すべての者に認められる。」(三二条)

(四) 経済的権利

「所有は、法律によって各人に保障された財産を使用、収益、処分する不可侵の権利である。」

何人も、適法に確認された公共の利益を理由として、法律に従って定められる正当な補償の条件による以外は、それを奪われない。」(二三五条)

「所有権は、社会的効用または他人の安全、自由、生存または所有を侵害するように行使され得ない。」

その運営が国家的公役務または事実上の独占の性格を有し、または取得した、すべての財産、すべての企業は、公共団体の所有にならなくてはいいけない。」(二三六条)

「公的出費への各人の参加は、累進的であり、家族の負担を考慮して、財産および所得の重要性に従って算定されなければならぬ。」(二三七条)

「何人も、その尊厳に反し、その性別、年令、皮膚の色、国籍、宗教、意見、人種の出生またはその他のために、その搾取を可能にする、経済的、社会的または政治的劣位の状況に置かれることはない。」

フランス連合領民に認められる自由と権利の行使は、本土における労働の適法な制度を除外する強制労働の実施の否認を含む。

右の規定に反する、あらゆる宣伝は、法律により処罰される。」(二三八条)

「本宣言に定められた諸権利の保護、民主的諸制度の維持および社会的進歩は、すべての者がその義務を認め、これを果たすことを要求する。市民は、共和国に奉仕し、その生命をかけて共和国を擁護し、国家の負担に参加し、その労働によって公共の福利に協力し、友愛的に助け合わなければならない。」(二三九条)

(1) Jean Rivero et Georges Vedel, *Les principes économiques et sociaux de la Constitution : Le préambule, Les problèmes économiques et sociaux et la Constitution du 27 avril 1946*, *lection Droit social, fascicule XXXI, Mai 1947*, p. 17.

(2) Robert Pelloux, *La Constitution du 19 avril 1946*, *Recueil Dalloz, Chronique, 1946*, p. 45.

(3) 四月憲法草案の正文は、Duguit, Monnier, Bonnard et Berlia, *op. cit.*, p.p. 518-535. 野村、前掲書、六三九—六五一頁

第三節 一九四六年一月憲法の作成と「現代に特に必要な社会的・経済的諸原則」

一、第二次憲法制定議会と一月憲法の作成⁽¹⁾

四月草案が五月五日の国民投票で敗れたので、一九四五年一月二日の憲法的法律に従って、六月二日に改めて憲法制定議会の

選挙が行なわれた。この選挙の結果は、第一次憲法制定議会の結果とそれ程大きな変化は見られず、人民共和派が一六五名で第一党、共産党が一四三名で第二党、社会党が一二八名で第三党になった。社会党および共産党が若干後退し、その代りに人民共和派が進出したのである。

新しい憲法委員会は、四月草案に対する賛成者と反対者が同数であった(二一対二一)。アンドレ・フィリップが再び委員長の間を占め、人民共和派のコストロフローレが一般報告官を引き受けた。公法の専門家はルネ・カピタンの他に、ポール・バスティッド (Paul Bastid) が加わった。新しい社会党の委員の中には、ポール・ラマディエがいた。

委員会は拒否された四月草案を、新しい国民投票で承認されるような観点から出発点として取り上げた。

社会党はこのために、大統領、司法官職高等会議等の極く限られた点についての修正を提案した。これに反して共産党は四月草案の態度を固執して抵抗した。委員会の審議は人民共和派と社会党の間で妥協を重ねていった。八月二日に全体の投票の時には、社会党と人民共和派のみが賛成票を投じ、他の党派は全部棄権した。

議会の一般討論は八月二〇日に開始した。一般報告官コストロフローレの明快な報告は、単に彼の個人的成功のみならず、大部分の党派の結合をも確保した。ただポール・バスティッドが代弁者である一八七五年憲法の信奉者、および四月草案に固執する共産党は妥協しなかった。

しかしながらここで、ド・ゴール將軍が介入するに至って状況は一変した。ド・ゴール將軍は八月二七日新聞にフィリップ・コストロフローレ・ラインに対して反対の意を声明した。このド・ゴール將軍の介入によって、共産党がフィリップ・コストロフローレ・ラインに加わり、他方小党派が急進党に加わって反対に廻った。人民共和派は、社会党との提携を破ることなくド・ゴール將軍の見解と憲法草案を近づけようと試みたが無益であった。

議長によって妥協がはかられた。とにもかくにも三大政党間一致が見られ、九月二十九日に賛成四四〇票、反対一〇六票で可決された。共産党、社会党、人民共和派が賛成し、急進社会党等の小党派が反対した。

国民投票が一〇月二三日に行なわれた。ド・ゴール將軍の活発な反対により、人民共和派の支持者の立場は非常に微妙であった。この結果棄権が非常に多かった。賛成九、二九七、四七〇票、反

料 対八、一六五、四九九票、棄権八、五一九、六三五票で、棄権が実に三一%を超えた。しかし、とにかく六年以上にわたる無憲法状態が終了し、新しい憲法体制が採用されたのである。

(1) 以下、Pélo, op. cit., p.p. 266-261.

二、一九四六年一〇月憲法前文の作成⁽¹⁾

新しい人権宣言を起草するにあたって、第二次憲法制定議会の憲法委員会は前文の形式をとった。このような解決の推進者になったのは、少くとも、議会における、人民共和派を代表したド・タンギュイ (de Tinguy) の説明 (八月三日の本会議) と社会党以外のグループの演説者の批判から判断する限り、社会党の議員であったようである。

前文の形式をとった理由は、少くとも基本的なものとして三つある。

第一の理由は、ル・バイユ (Le Bail) が非常に明快に説明したように (八月二七日の本会議)、起草の技術に関するものである。

「委員会は、その作業の基礎として一七八九年の宣言を採用するということについて一致した時、その任務が急に簡単になったと感した。しかしながら、一七八九年宣言が基礎として採用された時から、重大な困難が生じた。一七八九年宣言を取り代えること

が望まれたのではなく、明らかにそれを補充しなければならなかった。……条文をそれに付け加えようとしたのか。……一七八九年宣言は、人々が殆んど手を触れたがらない一つの全体、一つの総体を形成している。……なし得る唯一つの解決は、一般的考慮によってこの宣言を補充し、一連の原則の中にそれを捜入することであり、これがわれわれがしたことである。」

第二の理由は、根本にかかわることで、前述のド・タンギュイの演説の中に見られた。最終的な憲法上の妥協のために、三大政党は互いに譲歩しなければならなかった。人民共和派がした譲歩の一つは、合憲性のコントロールであった。宣言された諸権利にふさわしい合憲性のコントロールを設けることを断念してから、人権宣言の法的形成を思案することは無益になった。こういう理由から、作成された正文は裁判上の保障がなくなったのである。そこで前文というより明確でない形式で満足できたのである。

第三の理由は、三月の論議をむしろ避けて、妥協に至らせるために、これが最も安全な方法であったからである。

一七八九年の原則と一九四六年の原則を一つ一つ調整することなしに並置することは、問題の解決とはいえない。しかしながら、この方法は、広範な一致を可能にし、問題毎の言葉と理念の

危険な組み合わせを避けるという利点を持っている。憲法について数多くなされた妥協の一つなのである。

この前文は、諸々の観念の寄せ集めであり、各党派とも自分達の理想とは離れていた。例えば、人民共和派のド・タンギュイは、前文が人民共和派が夢みる「多元主義者の都市」(Cité Plurielle)を認めなかったことを悔んだのである(八月三日の本会議)。共産党のジオヴォニ(Giovoni)は、前文が異議のある主導権から生じていると宣べ、前文の臆病と遠慮を悔いた(八月二十七日の本会議)。パスカル・コッポーは、皮肉な調子で、「四月十九日の非常に野心的な宣言から、今日提出されているこの前文」尾骨(pédantule-ropin)への発展は少々驚きである(八月二十八日の本会議)と宣べている。調停の中心である社会党の留保は明確ではないが、前文に満足したのは、それが社会党の理想を全体的に実現したからではなく、各派の一致をもたらしたからである。

一〇月憲法の前文は、「一七八九年の権利宣言によって確立された人および市民の権利および自由」、「共和国の諸法律によって認められた基本的諸原則」、および「現代に特に必要な政治的・経済的・社会的諸原則」の異った三つの要素からなっている。

る。

一七八九年の宣言については、これをそのまま前文の冒頭に記載することを主張したものもあつたが、議会は技術的理由から賛成しなかつた。「我々の意見を分けたのは形式の問題のみであつた。……もし、新しい正文に権利宣言でなく、簡単な前文が記載されるなら、この前文は、その限りでは、統一的な権利宣言を含むものではないことは明らかである。」(九月二十八日の本会議における、一般報告官コストローレの発言)

また、「フランス人民は、すべての人間が、人種、宗教、信条による区別なしに、神聖で譲渡できない権利を所有することを、新たに宣言する。」として、フランスの革命による憲法制定議会の哲学をそのまま前文の基礎としている。一身に結びついた権利、国および社会のすべての命令に先行し、優越する自然権が問題であり、一定の経済的、社会的構造に結びついた権利ではないのである。

この一七八九年宣言の再確認に、人民共和派の修正により、第二の「共和国の諸法律によって認められた基本的諸原則」が付け加えられた。これについて、憲法委員会の委員長は「問題になっている基本的諸原則を列挙していないので危険である」として、

その曖昧な性格を批判した。第三共和政の立法は老成であり、解釈によって矛盾した「基本的諸原則」が引き出されるからである。修正案を提出した人民共和派のゲランやド・タンギューによると、第三共和政は人権宣言を起草しなかったけれども国民の権利や自由を立法で保障したのであり、この修正案は、まず個人のために第三共和政の体制によってなされた業績への敬意なのである。

この原則として、ゲランは、組合の自由、争議権、労働者が労働条件の決定に参加する権利、極く新しいものでは、企業管理への労働者の参加、一定の施設の国有化をあげており、更には、家族、婦人、子供の保護、第三共和政の社会立法を鼓舞したすべての原則もあげている。ド・タンギューは、「結社の自由、市町村の自由、共済、協同の自由、救助組織、公的負担の前の連帯、租税の累進性」をあげた。ゲランの方は四六年の原則に、ド・タンギューが八九年の原則に力点があるといえるが、この二つの解釈が補い合つて、初めに確認された一七八九年の個人主義と、最後に記述された現代に特に必要な原則との間の衝突を和らげようとしているのである。しかしこれは、ラマディエが正当に指摘したように、例えば、宗教団体による教育の禁止と教育の自由との議

論の両方に等しい価値を与える、矛盾したもののなのである。

第三の、「現代に特に必要な政治的・経済的・社会的諸原則では、まず、原則が問題となっており、適用の様式は将来の立法者に任せられていることに注目すべきである。これは、一七八九年の宣言について、政治的民主主義を経済的・社会的民主主義によって延長し、人と市民の権利を労働者の権利によって補充し、人格に固有の権利を今日それが行使される具体的な枠、即ち革新された経済的、社会的秩序に適合させようとしているのである。これが憲法制定の目的であり、この点についてはすべての演説者の意見が一致していた。

この中に統一性があつたであろうか。ル・ペイユは次のように全体のプランを引き出そうとした。「全体の調和が必要である。冒頭では、男の権利を婦人に拡大し、正文の最後では、これらすべての権利をフランス連合の構成員に拡大している。真中に、集産的所有の宣言があり、一九世紀と二〇世紀の労働者階級の獲得物である権利に相応するものの周囲に、社会の義務に対応する権利がある。」しかしこの点については、議会においても批判が多く、事実、委員会は、四月草案の権利宣言の条項のうち再び取り上げることが必要であると考えるものを、寄せ集めることしかで

きなかつたのである。

(1) M^r. Jean Rivero et Georges Vedel, *Les principes économiques et sociaux de la Constitution: Le préambule*, p.17-22.

三、一九四六年一〇月憲法前文における「社会的・経済的原則」の宣言⁽¹⁾

一七八九年の宣言が普遍的な性格を目ざして人間しか知らなかつたのに対して、この前文は、人間の権利と一九世紀を通じてしだいに獲得され、企業の具体的な枠の中で考えられた、労働者の権利を認めている。それは、「現代に特に必要な政治的・経済的・社会的諸原則」として宣言されたもので、次のようなものである。

(4) 労働に関する原則

① 「労働の義務と職を得る権利」 (*Le devoir de travailler et le droit à l'emploi*)

「各人は、労働する義務を有し、職を得る権利を有する。何人も、その出生、意見又は信条を理由として、その労働又はその職において、不利益を受けることがない。」(五項)

ここで労働権が、労働に関する原則の冒頭に認められている。

各人は労働する義務を持っており、この義務は、もしそれを満足させる手段を見出すことが期待できないとすると、理屈の上のものでしかなくなるので、各人は職を得る権利を持っているのである。労働する義務と職を得る権利は、同じ原則の二つの面であり、一つは労働の社会的機能に、もう一つは労働の個人的機能に向かっている。即ち、社会がその構成員の労働を必要とするが故に労働する義務があり、個人にとって労働を離れて、安全も、開花の可能性も存在しないが故に労働権があるのである。

議会では職を得る権利の範囲が問題になった。ドゥネは、「職」(*emploi*)という言葉は、フランスでは、「何らかの労働ではなく、公権力又は行政に依存する職務」に相当し、職を得る権利は國家に対して公職を増加させる義務を課することを含み、として批判した。この批判は「職」という言葉の非常に狭い解釈に基いている。共産党のジオヴォニは、これは、「雇主の気まぐれまたは雇主の利害に基いた採用と解雇という不公平を永久になくする」可能性を与えるもので、職を得る権利は國家に対してよりも企業主に対して向けられたものであるとしている。ドゥネは、「労働する気があり、自己の日常のパンを確保するために提供された自己の力に相応の仕事を受ける用意のあるすべての者」のための利益

料のある仕事を得る可能性をそこに見ていた。

急進党は、「職」の後に、「その能力に相応した」という言葉を付け加えることを提案していた。「職を与える国は、労働を實行できる者にしかそれを与えるべきでない」ことが理由であり、修正案は、「情実の誘惑、不統一に對して、公權力を守る」ものである。

この修正案は、國家の諍意の脅威に對して、個人に与えられた保障をもたらしものではあつた。委員會の報告官は、修正案を「危険な」ものとして拒否した。それを認めると、實際、「もし私が音楽家であるなら、私は音楽家の職を得なければならぬ」。

これは複雑である。「我々が望むのは、國が各人を公益的仕事に雇うことができ、道路を修理する必要がある場合には、音楽家を道路の修理に雇うことができることである。」これは我々を不安にする解釈である。國が失業中の音楽家に道路を修理する義務を課する権利として考えられた、職を得る権利は、他の制度である強制的労働を容易に生じさせ得るからである。というのは、労働する義務、一項目で規定された「經濟的事情により労働できない者」を公共団体が保護することを、職を得る権利と結びつけると、國が失業者を何にでも、また何処にでも雇う可能性ができて、それを拒否する者は、「經濟的事情」を労働できない理由として持ち

出すことができなくなつて、公共団体によつて救済される権利を失うからである。失業者は、完全な自由主義体制における企業主に對するプロレタリアートよりも、國家に對して一層全体的な從屬の立場におかれるのである。

職を得る権利は、雇用と解雇の規制、職業紹介組織、國の企業における失業者を雇用する義務を確立し得るものである。憲法制定者は原則を課して、その適用を將來の立法者に任せた。この原則の適用が、國の手段を越える負担になつたり、自由な市民精神に反する思い出を喚び起すような労働者の組織化された権力的な移住、ということにならないように、ということが指摘されている。

五項の後半は、一七八九年宣言の、「何人もその意見について、それが、たとえ宗教上のものであつても、その表明が法律の確定した公序を乱すものでないかぎり、これについて不安をもたないようになされなければならない。」(一〇条)を、新たに宣言したものである。一七八九年においては、政治権力に對する市民の思想の自由が問題であつたのに對して、ここでは經濟的権力に對する労働者の思想の自由が問題になつていたのである。

② 「組合權」(le droit syndical)

「すべての人間は、組合活動によって、自己の権利と利益を擁護し、自己の選択する組合に加入することができる。」(六六項)

ここで伝統的な二つの原則が再確認されている。一つは、国家における組合の自由であり、もう一つは、組合に対する労働者の自由である。

最初の草案では、「すべての労働者は、組合活動によって、自己の利益を擁護する権利を有する。」となっていた。多くの議員は、労働者という言葉が、組合の目的として、「経済的、工業的、商業的および農業的利益の擁護」を与えた、一八八四年三月二二日法よりも、組合権の適用領域を狭くしていることを指摘していた。報告官の定義によると、労働者という言葉は、「労働するすべての者」ということであり、そこには被用者と同様雇主も含むと説明されたけれども、この対立は解決されなかった。この解釈によると、雇主組合はその正当性を維持するが、「経済的利益」を擁護するために一八八四年法の枠の中で正当に設立された所有主または賃借人の組合はその適用領域外におかれることになる。確かに、報告官は、この正文は制限的なものでなく、労働者に組合権を保障することは他の者の組合権を否定することではない、ことを述べた。しかし結局、委員会および議会は、「すべての人

間」が「自己の権利と自由を擁護」するという修正を受け入れた。これは、一八八四年法よりも一層広くなったが、一八八四年法を参照してこれを理解しなければならないことは明らかである。

四月草案の三〇条では、「組合に加わらない自由」が明文で認められていたのが、「加入することができる」という表現により黙示のものになった。

最後に、組合の複数性についてはそれを実効的にするため前述したように、第一次憲法制定議会で、ドゥネのすべての組合が、「同一の義務に服し、同一の権利を享有する」という主張があったが、最も代表的な組合に特別の権能を与えることは、以前から行なわれており、多数を代表する組合も少数しか代表しない組合も平等に扱うことは不可能であるので、実際、第二次憲法制定議会では議論は繰り返されなかった。

従って、組合権は、現行の実定法を敷き写したものである。

③ 争議権 (Le droit de greve)

「争議権は、それを規制する法律の範囲内において、行使される。」(七項)

四月憲法三三一条では、「争議権は、それを規制する法律の範囲

料内において、すべての者に認められる。」となっていたが、この

「すべての者に認められる」がなくなった。「種々のカテゴリーの労働者」の争議権の前の平等とか、あるいは、四月憲法三二条のようにするというような修正が提案されたが否決された。この結果、争議権をどのように規制するかの問題、例えば、公務員の争議権等については、将来の立法者にまかされることになった。

④ 労働条件の集团的決定への労働者の参加 [La participation des travailleurs à la détermination collective des conditions du travail]

「すべての労働者は、その代表者を通じて、労働条件の集团的決定および企業の管理に参加する。」(八項)

八項は、労働条件の集团的決定への参加と企業の管理への参加という二つの異なったものが一緒になっている。一方は、使用者と被用者の関係に限られ、労働法固有の問題であるが、他方は、企業の構造の根本的変革を旨とし、フランス経済の根本に触れる問題である。両者共、賃銀の自由主義的体制に反対するものであるが、一方は、契約の枠をすることなしに集团的な場で契約の討論の平等を打ち建てようとするものであるが、労働者が企業の協力者であることを止めて、企業の主体になるのは管理への参加によ

つてである。協約は賃銀生活者の経済的条件を改善するが、その法的条件を革新するものではない。

協約については、一九三六年六月二四日法の原則を認めたものであるが、一九三六年法が義務的でなかったのに対して、すべての労働者に属する権利の実行としての範囲で義務的なものになっている。

(d) 経済的原則

国の経済構造についての規定は、この前文は四月草案よりもずっと簡単になっている。制定者の考えでは、国有化に関する九項の宣言が本質的な条項で、それに、八項の企業の管理への労働者の参加の原則を付加している。しかしながら、四月草案では二ヶ条にわたっていた所有権については、前文は沈黙している。経済問題についての他の原則については、経済会議に関する第三章の二五条で、経済の計画化の原則を認めているようである。この憲法によって描かれた経済体制の特徴は、計画化、国有化部門の存在、すべての部門における労働者の企業の管理への参加の三つに要約できる。

① 経済の計画化 (La planification de l'économie)

二五条二項後段は、四月憲法の六四条の規定を承継して、「完

全雇傭および物質的資源の合理的利用を目的とする国民経済計画の樹立については、閣議は必ずず経済會議に諮問しなければならぬ」と規定している。

これは前文に記載された「原則」ではもはやなく、憲法がもつすべての法的価値を有する、いわゆる固有の憲法正文が問題になつていたのである。

しかし、この規定は、計画樹立の原則について経済會議に諮問するののか、この計画の内容について諮問するのかわ明らかではない。また、計画樹立が公権力にとって任意的であるのか、憲法上の義務であるのかも解釈が分れるが、後者と解すべきである。というのは、憲法の規定が公権力に単なる可能性を与えるということとは逆説的なことであり、他方、完全雇傭と資源の合理的利用は、立法者が必ず遂行しなければならないもので、このためには計画の樹立が必要であるからである。委員会の一般報告官は、この点について、「我々が憲法に導入したのは計画自体である。それで将来の立法者に課されているのは、経済的、社会的政策である。」と明らかにしている。委員会の委員長もたまたま同じ解釈を繰り返していた。国民経済計画は、予算と同じく、憲法上必要なものである。

二五一条一項は経済關係の法律案について、国民議會が經濟會議の協力によることを規定しているが、計画については内閣の権限としてゐる。

計画は、一定の段階における指導主義 (directive) を含んでゐる。しかし指導主義といつてもいろいろのやり方がある。もし経済的自由主義が一定の目標を達成するための最も良い手段であるとすれば、このような経済的自由主義に復帰するように準備する計画が、憲法上の要求に合致しているということになる。しかしながら、フランスの經濟は、正統的な古い自由主義からも、また第三共和政の最後の数年以後に行なわれたような無秩序な干渉主義からも離れなければならないといえよう。憲法は個人に国家から一定の経済的指揮を受けることを命じているが、また国家にも一貫した経済政策を命じている。計画の法理論を作るのが法律家に課された問題である。

② 国有化 (Les nationalisations)

「その運営が国家的公役務または事実上の独占の性格を有し、またに取得した、すべての財産、すべての企業は、公共団体の所有にならなくてはならない。」(九項)

この点について、前文は、四月憲法人権宣言の三六条の第二項

料 をそのまま承継している。問題は二つあり、一つは、ここで対象

となつてゐるものは何かと、もう一つは、そのためにいかなる体制を打ち建てようとしてゐるかである。これは前述したように、

第一次憲法制定議會で問題になつたことである。

第一の問題については、公役務と事実上の独占があげられてゐるが、第一次憲法制定議會で、ルネ・カピタンがいつたように独占については明確であるが、公役務という概念は不明確である。

独占は、例えば、競争体制が認められない、鉄道の場合のように企業の性質自身から生ずるものにして、「トラスト」の場合のように、管理の法的小よび経済的条件から生ずるのであれ、明確である。

公役務は論者によつていろいろの内容を与えられる概念であるが、第一次憲法制定議會の、自由共和派のフレデリック・デュボンの修正案は、公役務を、「公産の維持、内部的小よび外部的安全に協力する」ものと定義しようとしたが、否決されたことは、前述したとおりである。結局、公役務の性格ということはお客観的に定義することは不可能で、立法者が国家権力の下に置くことが必要であると判断した企業がすべて、公役務の性格を有すると考えられることにならう。「立法者が公役務として扱うべきと判断

する企業はすべて、国有化される。」というトートロジーになるのである。

第二問は、管理の方式とその所有権の問題であり、第一次憲法制定議會で大いに問題になつたが、「公共団体の所有」になつた。しかしこの「公共団体の所有」は、必ずしも公共団体による管理を伴うものでなく、例えば、公役務の特許というものもある。

結局、この規定は、いかなるものを国有化するかということと、国有化されたものをいかに管理するかについて、立法者に相当大きな余地を与えているのである。この規定は臨時政府および第一次憲法制定議會によつて実現された一連の国有化を承認したものであるが、一九四六年憲法の施行以後は、何等の国有化も行なわれなかつた。

③ 企業の管理への労働者の参加

「すべての労働者は、その代表者を通じて、……企業の管理に参加する。」(九項)

フランスにおける経済的デモクラシーの原則を認めることが問題なのである。資本主義的所有のみに基く企業の権力的概念に対して、この規定は、労働者代表を制度化した一九三六年六月二四日法、および企業委員会を創設した一九四五年二月二三日オールド

ナンスに続いて、共同体的、民主的概念を主張している。これは、一八四八年憲法の二三条で、臆病に、「雇主と労働者の関係の平等」と示されていた原則の開花であり、また、プロレタリア的条件の終結となるであろうといわれている。

「その代表者を通じて」ということにより、経済的デモクラシーは政治的デモクラシーの近代的公式を借りている。従って、これは一人か二人の労働者を雇っているような小さな企業の場合ではない。

四月憲法の最初の草案は、「企業の指揮および管理」となっていたが、「指揮」については活発な反対があり、委員会はこれをひっこめ、この前文にもなくなった。しかし、第二次憲法制定議会では、「管理」という言葉をめぐって同じ議論が闘わされた。

「管理」という言葉も限界が明確でなく、その具体的内容については、立法者と経験にまかされている。

いずれにしても、フィリップが、「これ以後、我々にとって、デモクラシーはもはや単に政治上のものだけでなく、経済的、社会的なものである。……デモクラシーは実現されなければならぬ。そして、国有化部門および自由部門において、その能力と教育程度に従って労働者に与えられた権能によって、企業の管理に

責任を持つこと……」と要約しているように、この原則はもはや争うことができないものである。ここに、前文の原則の最も新しく、最も豊かな将来が存在するといわなければならない。

④ 所有権

所有権について前文は沈黙している。四月憲法草案では、三五条、三六条の二ヶ条にわたる規定があり、議会で最も論議された個所であった。

ただ前述した国有化の規定により、所有権の相対性は間接的には認められている。しかし一七八九年の権利宣言の再確認によれば、所有権は神聖不可侵の権利ということになる。この点について、憲法委員会長のアンドレ・フィリップは、「我々は、個人的所有、およびこの個人的所有のあらゆる形式の譲渡を認める。……しかし企業の集中および近代的技術の発展により、私的所有が、事実上の独占、即ち、本質的に他人からその所有を奪う手段になった場合、これらの生産手段を公共団体に移転することが、これらの産業の労働者を、その生産手段の所有者とする唯一の技術的手段であると考ええる。個人的プランで実現されることのできない所有は、集団的プランで実現される。」(一九四六年八月二九日の本会議)といっている。

料 結局、フランスの経済構造は、個人的所有を基礎として、一定

の場合に、公共団体の所有がでてくるのである。従つて、私企業と国有化企業の二つのカテゴリーの企業が並存し、両者共、労働者がその代表者を通じて管理に参加するのである。資本の排他的な権利に、経済的デモクラシーが代るのである。

(イ) 社会生活の原則

① 社会の目的

「国は、個人および家族に対して、それらの発展に必要な諸条件を確保する。」(一〇項)

一七八九年宣言は、「あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。」(二条)としてゐる。これが、再確認されているのであるが、これと、一〇項で国に与えられた役割との間には深淵が存在している。一七九三年憲法の、「社会の目的は、共通の幸福である。政府は、人にその自然で消滅することのない自然権を保障するために設けられる。」(二条)が両者の橋わたしになるであろう。

根本においては、目的は変わっていない。一九四六年憲法が「個人の発展」といっているとところのものは、九三年憲法の「幸福」

と同じであるといえる。常に人間の開花と人間に奉仕することが問題なのである。八九年と九三年の人間は、これを、人間の権利の享有のみに結びつけた。これに対して、今日では、公共団体のみが与え得る物質的基礎を奪われた、抽象的な自由だけでは、人間の幸福は存在しないのである。目的は同じであるが、手段が変わつたのである。一七八九年においては、国家の介入が人権の最も大きな脅威であつたのが、一九四六年においては、個人の實質的な人権を保障するために国家が介入することが義務となつたのである。これを一八四八年憲法と比べてみても、一八四八年においては、国家の役割はあくまで補充的であつたが、ここでは第一のものになつたのである。この原則を受けて、一一項、一二項、一三項がある。

② 物質生活の保障

「国は、すべての者に対して、特に児童、母親および老令の労働者に対して、健康の保護、物質的安全、休息および休暇を保障する。年令、肉体的または精神的状態、経済的事情により、労働できない人間はすべて、公共団体から、適当な生活手段を得る権利を有する。」(一一項)

四月憲法草案には、「この権利の保障は、社会保障の公的機関

の設置によって確保される。」が付け加えられていたのが、なくなった。これは、第一次憲法制定議会で問題になった、社会扶助の領域における、私的機関の維持の問題を回避したものである。

本規定の前半は、四月憲法草案の二三条、二四条二項および二九条を要約したものである。「物質的安全」(sécurité matérielle)だけは、四月草案になかった。この表現は漠然としているが、恐らく、資産の安定、貨幣の安定、最低生活の保障、社会保険の発展、更には、それなしには「物質的安全」がない、内的平和、国際平和であろう。

更に、四月憲法草案の権利宣言と本前文の根本的差異は、前文がその手段を考えていないことである。四月草案の二三条によると、健康の保護は、「国によって確保される。」としており、このことは論理的に考えると健康の保護の公役務の組織を含んでいたといえる。同じく、二四条は、「立法および適切な社会制度」に、母子の保護を任ねていた。これに対して前文は、手段の選択を立法者の裁量にまかしている。

③ 国家的災害に対する保障

「国は、国家的災害から生ずる負担に対する、すべてのフランス人の連帯および平等を宣言する。」(一一二項)

ここでまず第一の問題は、いかなる災害が問題なのかである。これは災害が「国家的」になるのは何時かである。災害が直接国全体を襲った時ではなく、国の一部にもたらした混乱が全体に影響を与える程重大である時である。

問題の第二点は、災害の賠償の範囲である。損害の「完全な賠償」(réparation intégrale)という言葉を入れるように提案されたが、議会は拒否した。これについての一般報告官の反対は、国の財政を節約する必要性を援用していた。完全な賠償が部分的な賠償にするかは、立法者の判断にまかされた。

④ 知的生活の保護

「国は、教育、職業的養成および文化に対する児童および成人の機会均等を保障する。すべての段階において、無償、かつ、非宗教的な公教育の組織は、国家の義務である。」(一一二項)

教育の問題は、二つの憲法制定議会を通じて、最も活発に論じられたものであるが、本稿の考案から除外した。

前文の社会生活についての原則の規定については、二つの特色が見られる。

第一は、前文に新しさがなくことである。家族の保護、社会保

料 障、休息と休暇、公的災害の前の連帯、教育の無償と非宗教性な

どは、立法で認められた原則を確認したものである。

資 第二は、二重の曖昧さである。一つは、示された目的を達成す

る手段についての沈黙から生ずるものである。もう一つは、憲法制定者自身も人により異った意味内容で考え、将来の立法者にも同様の可能性を残した、言葉の使用から生ずるものである。家族についての論議はその典型的な例である。

しかし結局、前文は、国が個人、家族を保護する積極的な義務を認めた点、一七八九年の原則から遠く離れたものであるが、しかし実際のフランスの現実と傾向の忠実な反映なのである。

(1) 以下 *Riviero et Vedel, op. cit., p.p. 20-33* を参照。

なお、一九四六年一〇月憲法の正文は、

Duguit, Monnier, Bonnard et Berlia, op. cit., p.p. 554-571.

福井勇二郎・野田良之「フランス共和国憲法」(憲法正文シリーズ(5)、一九五八年

山本(桂)前掲書、一六六一一六八頁。野村、前掲書、六五二一六六七頁。

(2) その主なものをあげると、炭坑、電気、ガス、大銀行、大保険会社、ルノー工場がある。

四、前文の法的性質

一〇月憲法の前文は、諸種の教義、傾向の妥協により成立したものであるが、この妥協から幾つかの問題が確定されないままに残された。このうちで第一の、最も重要な問題は前文の法的性質についてである。⁽¹⁾

議会においては、前文が憲法委員会の合憲性のコントロールから除外されてから、前文の法的性質の問題が決着されたと、多くの議員は考えたようである。この制裁がなくなつて、前文は法的なものから、純粹に道徳的、哲学的なものになつたのである。しかしながら、合憲性のコントロールは、法律に対する憲法の優位の論理的な結果で、事実上その実効性ある唯一の制裁であるが、それが欠如していることは、憲法の優位が存在しないことを意味するものでなく、また憲法が法的性質を持たないことを意味するものでない。

更に、もし前文に法的価値を認めるとすると、法律の制定過程において、国民議会の議長は前文の原則に反する内容の法律を先決問題 (*question préalable*) で反対でき、参議院は当該法律が前文の原則に違反するという意見を声明でき、また大統領は、それを理由に法律の再審議を要求できるという結果も生ずる。

第一次憲法制定議会では、多数の議員の意見は、人権宣言が、憲法の他の部分と同じ価値を持った法規であると考える点で一致していた。しかしこれは人権宣言であり、憲法の本文に明確に組み入れられていた。

第二次憲法制定議会においては、かなりの議員は、人権宣言が前文になったのは、その形式ばかりでなく、その性質も変わったと考えた。⁽²⁾ タンギュイ（八月三日の本会議）、クーラン（八月二八日の本会議）の演説がそうであり、憲法委員会の委員長も同様であった。しかし、前文を憲法の他の部分と同じように考えている議論もあり、また場合によって同一の政党、同一の議員が前文に反対の性質を付与しているのので、結局不明確なままであった。

形式的な観点からみると、この前文は憲法と一体として、憲法制定議会で可決され、国民投票で承認され、そして臨時政府の長によって審署されているから、憲法本文と等しい法的価値を持っていると考えられる。

しかし、実質的にみると、一律に法規範として考えることができず、区別しなければならぬ。
 学説もこの点を区別している。

リヴェロオおよびヴデルは、⁽³⁾ 組合の複数主義（六項）、国家的公

役務または事実上の独占企業の国有化（九項）のような場合は法規範としての効力を持ち、「国は、個人および家族に対して、それらの発展に必要な諸条件を確保する」（二〇項）ような規定は、法規範でなく、哲学的、道徳的な公式である、としている。

ビュルドオによると、⁽⁴⁾ 国家に義務を課した社会主義的規定の多く、例えば、家族の保護、労働権、社会保障を受ける権利、経済組織等の規定は、個人に直接的権利を与えるものでないプログラムの規定であるが、組合の複数主義、あるいは争議権は実定法としての効力を持つものとしている。

ブエールも⁽⁵⁾ 同様に個々の規定を検討している。例えば、個人と家族の発展（一〇項）、フランスと他国との関係、労働権（五項）のような規定は道徳的な命令の意味しか持たない。これに反して、男女の平等（三項）、国家的災害から生じた負担の平等（二二項）、組合の複数主義（六項）、そして恐らく、事実上の独占の性格を取得した私企業の強制収用（九項）などは、立法者を強制し、あるいは、もし立法されない場合は、実定法的意味をもつものとしている。更に、ブエールは、争議権について次のように述べている。争議権は法律に優位する憲法の中に莊重に承認された。これにより、立法者は争議権を法律によって規制できるが、

禁止することはできず、また争議権の規制の範囲を定め得るのは立法者だけである、という点で立法者を拘束する。同様に、行政権も当然拘束する。裁判官は、法文、協約、契約に対して争議を禁止するような解釈を加えることができなく、また行政行為の合憲性を判断できるという点で、裁判官を拘束する。最後に、フェールは、争議権を前文に記載することにより、憲法制定者はこの権利を労働者の世論の監視の下においたもので、これにより争議の実際の規制を心理的に非常に困難なものにさせたとして、前文を積極的に評価している。

(1) 人権宣言を、憲法の前におくことはフランス憲法史上の伝統となっており、この法的性質については学説上肯定、否定の二つに分れ大問題になっていた。

肯定説の代表的学者である、デュギーは権利宣言は単なる哲学的公理の宣言でなく、通常の立法者のみならず、憲法制定者自身をも義務づける実定法である (Duguit, *Traité*, t. III, 2^e edit. p. 563) としている。

これに対して、否定説の代表であるエスマンは、人権の承認の形式を「権利宣言」と「権利の保障」の二つに分け、「権利の保障」については実定法としての価値を認めるが、「権利宣言」についてはこれを否定する。エスマンによると「権利宣言」は一八世紀哲学に基づく、立法者に働きかける主

要な公理であって、実定法としての効力はない (Esmein, *op. cit.*, t. I, p. 591 et suiv.) としている。

- (2) Rivero et Vedel, *op. cit.*, p. 19.
- (3) Rivero et Vedel, *op. cit.*, p. 20.
- (4) Georges Burdeau, *Traité de Science politique*, t. III, 1950, p. 125 et suiv.
- (5) Bouvère, *op. cit.*, p. 186 et suiv.

結 び

一七八九年の人権宣言から一九四六年憲法までの社会権の歴史をみてきた。ここでまず注意すべきことは、フランスにおいて、社会権が社会的デモクラシーの理念と密接に結びついていることである。⁽¹⁾一七八九年に実現された政治的デモクラシーを、社会的経済的領域にも拡大しようという試みが、社会権の歴史となっているのである。ロベスピエールの人権宣言草案が「社会的デモクラシーの憲章」として考えられ、二月革命を社会革命とする思想が一八四八年憲法に「労働権」を記載することを要求し、そして、一九四六年には、「社会的・経済的デモクラシー」が明確な形で主張され、要求されたのである。

一九四六年憲法の前文は、この「社会的・経済的デモクラシー」を承認したものである。⁽²⁾ここで目的となつてゐるのは、人間解放

であり、自由・平等・友愛の確立である。この目的を、政治的領域のみならず、社会的、経済的領域において実現しようとするものである。一七八九年の宣言と「現代に特に必要な原則」が、一九四六年一〇月憲法前文の中に並存しているのも、この点から理解できるのである。この「社会的・経済的デモクラシー」を実現するために、計画化がはかられ、独占企業が国有化され、労働者がその代表者を通じて企業の管理に参加するのである。そしてその結果各種の社会権を実現しようとしている。

独占、トラスト等の経済的権力から国民を解放し、国家による国民の福祉の実現のための干渉が不可欠であるということが、抵抗運動および二つの憲法制定議会を通じて、国民の共通の問題意識になっていたことは明らかであるが、それをいかにして実現するか、またはいかなる社会的、経済的体制をつくるかについては、人民共和派、社会党、共産党の三大政党の議論をみても、そのニュアンスの違いははっきりしている。国家の権能の増大による国家主義、全体主義への危険は、自由の名において最も恐れられた。一九四六年憲法の前文は、この点についての諸種の傾向の妥協によるものであり、人間解放について、いかなる手段を用いていくかについては将来の立法者、そして国民自身に委ねられた

ものといえる。

現行憲法（一九五八年一〇月四日憲法）も、その前文で、「フランス人民は、一九四六年憲法の前文により確認され、補充されたところの一七八九年の宣言によって規定されたような、人間の諸権利および国民主権の諸原則に対する忠誠を、厳粛に宣言する。」として、簡単ではあるが、一七八九年および一九四六年の原則を維持しているから、問題は変っていない。

結局、問題は、社会権の本質をどう把握するかであり、これはその思想的背景の問題と切り離しては考えられない問題である。このフランスにおける社会権の思想的形成の問題を、筆者は次の課題として追求することにする。

- (1) Georges Burdeau, *Les libertés publiques*, 2^e édition, 1961, p. 310.
- (2) 一九四六年憲法の社会的・経済的デモクラシーについては Georges Vedel, *Démocratie politique, Démocratie économique, Démocratie sociale, Les problèmes économiques et sociaux et la Constitution du 27 octobre 1946*, p. p. 45-58.
- (3) プロレーは、このような「フランス人民の忠誠の宣言で満足したのは、確かに時間がないことと、同様に恐らく、《専門

家《達が、その正確な重要性を予測しなかった》ためとしていえる (Marcel Prélot, *Pour comprendre la nouvelle Constitution*, 2^e édité, 1959, p.p. 53, 54.)。